

第4回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

次 第

日 時 平成 25 年 1 月 11 日(金)
午前 10 時から午前 12 時まで

会 場 横浜市開港記念会館 2 階 7 号室

次 第

1 開 会

2 部会委員紹介

3 部会長挨拶

4 議 事

(1) 今後の都市デザイン行政について
ア (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)

(2) その他

5 閉 会

資 料

資料1:(仮称)横浜都市デザインビジョン (案) 概要

資料2:(仮称)横浜都市デザインビジョン (案)

資料3:横浜市に関する意識・生活行動実態調査結果のまとめ

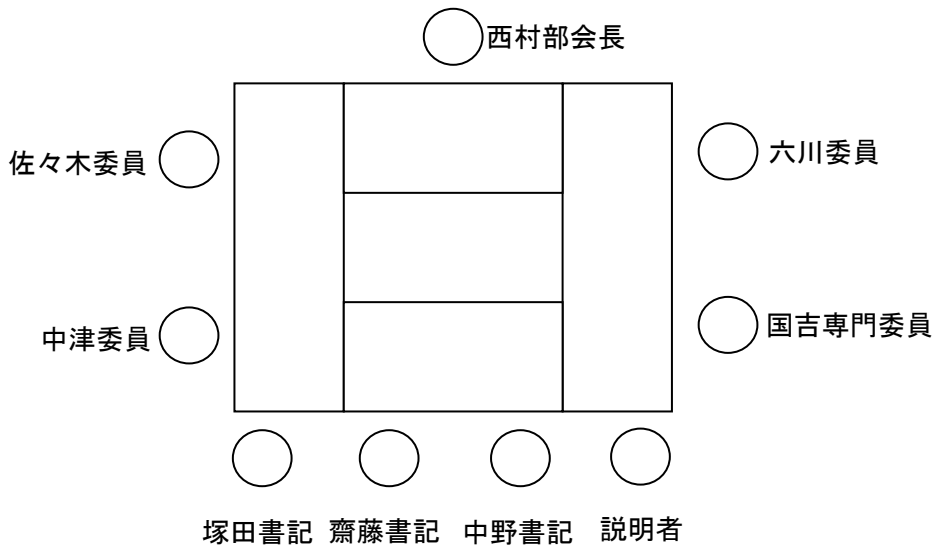
資料4:前回議事録(第3回横浜市都市美対策審議会政策検討部会)

【第4回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 座席表】

日時 平成25年1月11日（金） 午前10時から

会場 横浜市開港記念会館 2階 7号室

速記録



事務局・関係者

記者席

傍聴者（10人）

受

付



（出入口）

第4回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 委員名簿

開催日時:平成25年1月11日(金) 10:00-12:00

		氏名(敬称略)	現職等
1	部会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授 (都市デザイン)
2	委員	佐々木 葉	早稲田大学社会環境工学科教授 (景観)
3	"	中津 秀之	関東学院大学建築学科准教授 (ランドスケープ)
4	"	六川 勝仁	市民委員
5	専門委員	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授 (都市デザイン)

欠席

6	書記	齋藤 泉	横浜市都市整備局都市づくり部長
7	"	中野 創	横浜市都市整備局都市づくり部都市デザイン室長
8	"	塚田 洋一	横浜市都市整備局都市づくり部都市デザイン室担当課長

(仮称)横浜都市デザインビジョン (案) 概要

横浜市では1971年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきている。

一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変化し、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多元的な価値を求められている。

今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさと活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要がある。

●都市デザインの目標

横浜の都市デザインは、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、次の7つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきた。

今後も、7つの目標とともに都市デザイン活動に取り組んでいく。

(都市デザインの7つの目標)

- ① 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ② 地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にす。
- ③ 地域の歴史的、文化的資産を大切にす。
- ④ オープンスペースや緑を豊かにす。
- ⑤ 海、川などの水辺空間を大切にす。
- ⑥ 人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦ 形態的、視覚的美しさを求める。

●都市デザイン活動の実績

横浜の都市デザインは、地域や事業者などと協力し、行政の総合力を発揮しながら、多様な実績を積み上げ、日本の都市デザイン活動をリードしてきた。

- 都心部の骨格をつくる都市デザイン
- 既成市街地の都市デザイン
- 都心周辺・郊外区のまちづくり
- 公共空間の都市デザイン
- 歴史を生かしたまちづくり
- 都市デザインのしくみづくり
- 都市デザインの交流・発信
- クリエイティブシティ
- 市民参加・市民協働の、まちづくり

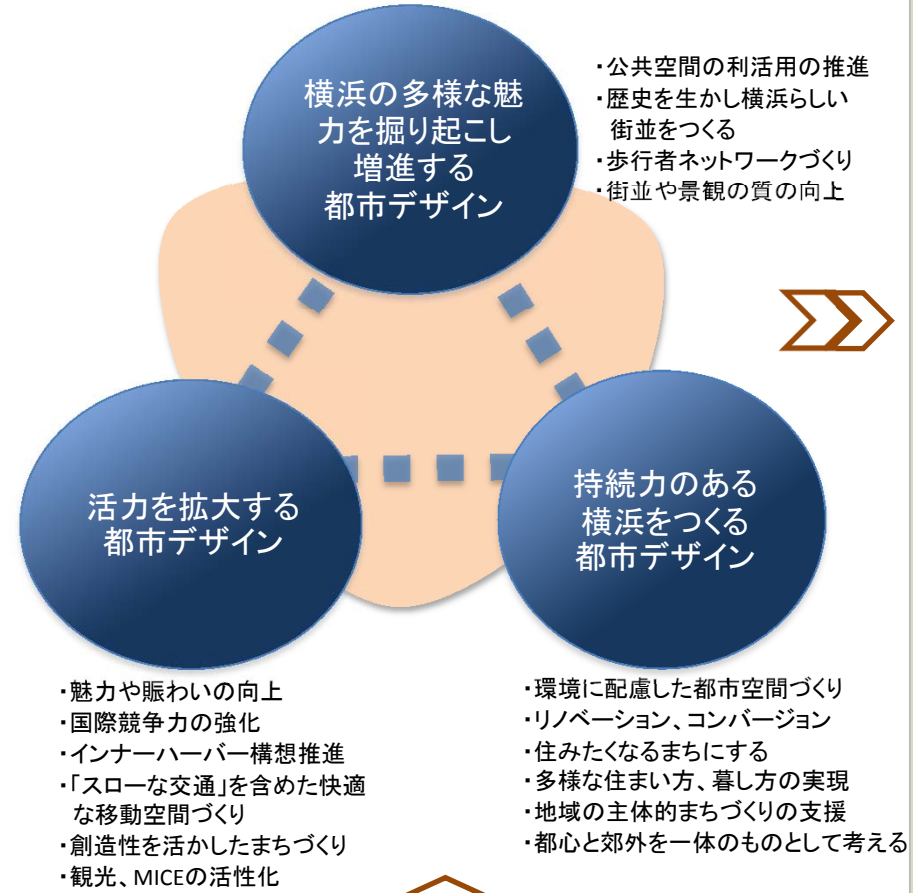
●都市をとりまく状況

- ・人口減少、少子高齢化の進行、世帯規模の縮小
- ・安全・安心への関心の高まり
- ・環境やエネルギーへの関心の高まり
- ・低炭素社会への移行
- ・都市の個性や魅力などの都市間競争の激化

●横浜市をとりまく状況

- ・市外へ依存する就業機会、就業者の減少
- ・更新時期を迎える都市機能
- ・魅力的な景観、街並の保全活用
- ・文化的・創造的な魅力の向上

●都市デザイン活動の視点



●都市デザイン活動の進め方

- 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする
- 地域のあるべき姿や将来像を明確に示して、関係者が議論しながらまちづくりをすすめる
- 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する
- 民間事業者や地域の団体などが行なうデザイン活動を捉え検討できる仕組みをつくる
- 都市デザイン活動の交流・発信とともに、担い手の育成等により、市民の理解を深める

●今後の展開

1. 長期的な都市像を描き、活力ある新たな都心臨海部を創る

- ・6大事業に代わる都市づくりの長期ビジョンを作成する
- ・海を中心とした活力あるリング状の都心像を描き実現していく
- ・環境や産業、交流など具体的な取組みを専門家や関係機関、市民と連携し、進めていく

5. コミュニティや人々の活動を支える空間を創る

- ・少子高齢化などの変化に対応した横浜らしい住まい方の研究
- ・エリアマネジメント組織との連携・支援による自律した都市づくり
- ・災害への備えや回復力がある地域づくり

2. 地域の資源を生かし、多様で魅力ある景観を創出する

- ・郊外部での自然や地域資源を活かした景観形成
- ・都心部での利用状況の変化をにらんだ美しい港の景観づくり
- ・公共事業のガイドラインを作成するなど景観制度を充実する

6. 環境に配慮した都市空間を創造・再生する

- ・既存市街地における環境に配慮した再生型まちづくりの推進
- ・道路や廃線跡地の活用による緑のある都市空間の創造
- ・住宅地における緑の回復、緑豊かな公共空間・歩行者空間づくり

3. 歴史を生かしたまちづくりのさらなる推進を図る

- ・「歴史を生かしたまちづくり」制度の充実
- ・歴史的建造物を核としたまちづくりの更なる展開
- ・戦後建築等、新たな歴史的資源についての調査検討

7. 多様な交通手段のネットワーク化による快適な移動空間を創出する

- ・歩行者や環境にやさしいスローな交通のネットワークづくり
- ・公共交通やスローな交通のネットワークによる回遊性の向上や楽しい歩行者空間づくり

4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する

- ・創造性を活かすまちづくりによる横浜の個性づくり
- ・戦後建築などのリノベーションによる賑わいづくり
- ・公共空間を利用した賑わいのある楽しい都市空間の創造

8. 都市デザイン活動の裾野を広げる

- ・次世代の都市デザイン活動の担い手を育成する
- ・様々な分野との連携を積極的に進める。
- ・企画・プロデュースの都市デザイン推進
- ・研究とPR、情報発信
- ・アジアを含む他都市との連携強化

今後の都市デザイン活動を推進する仕組み

(仮称)横浜都市デザインビジョン (案)

[Ⅰ] 都市デザイン活動の推進にあたって

1. 都市デザインの目標
2. 横浜の都市デザイン活動の実績
 - 2.1 都心部の骨格をつくる都市デザイン
 - 2.2 既成市街地の都市デザイン
 - 2.3 都心周辺・郊外区のまちづくり
 - 2.4 公共空間の都市デザイン
 - 2.5 歴史を生かしたまちづくり
 - 2.6 都市デザインのしくみづくり
 - 2.7 都市デザインの交流・発信
 - 2.8 クリエイティブシティ
 - 2.9 市民参加・市民協働の、まちづくり
3. 変化する社会状況
 - 3.1 都市を取り巻く状況
 - 3.2 横浜市を取り巻く状況
4. 都市デザイン活動の進め方
 - 4.1 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする
 - 4.2 地域のあるべき姿や将来像を明確に示し、関係者が議論しながらまちづくりをすすめる
 - 4.3 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する
 - 4.4 民間事業者や地域の団体が行なうデザイン活動を捉え検討できる仕組みをつくる
 - 4.5 都市デザイン活動の交流・発信とともに、担い手の育成等により市民の理解を深めていく

[Ⅱ] 今後の都市デザインにおける視点

1. 横浜の多様な魅力を掘り起し増進する都市デザイン
2. 活力を拡大する都市デザイン
3. 持続力のある横浜をつくる都市デザイン

[Ⅲ] 都市デザイン活動の今後の展開

1. 長期的な都市像を描き、活力ある新たな都心臨海部を創る
2. 地域の資源を生かし、多様で魅力ある景観を創出する
3. 歴史を生かしたまちづくりのさらなる推進を図る
4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する
5. コミュニティや人々の活動を支える空間を創る
6. 環境に配慮した都市空間を創造・再生する
7. 多様な交通手段のネットワーク化による快適な移動空間を創出する
8. 都市デザイン活動の裾野を広げる

[Ⅳ] 今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて

はじめに

横浜市では 1971 年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきています。

一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変化し、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多面的な価値を求められています。

今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさと活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要があります。

- * 昭和 50 年（1975 年）、横浜市都市美対策審議会は、「都市美対策に関する提言」として都市美実現のための 13 項目を提言
- * 平成元年（1989 年）、横浜市都市美対策審議会は、「新しい時代に向けた「横浜」都市デザインに関する提言」として新しい時代に向けて都市デザイン活動を充実展開するため、3つの視点から 11 項目を提言

[I] 都市デザイン活動の推進にあたって

横浜の都市デザイン活動の当初から掲げている「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」は、新たな都市デザインビジョンを描くにあたっては、変わることもない普遍的な目標であると考えられる。これに基づいて多様な実績を積み重ねて来たが、社会情勢の変化や都市にもとめられるものも変化して来ており、これに応える都市デザイン活動の進め方が求められている。

1 都市デザインの目標

横浜の都市デザインは、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、次の 7 つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきた。

今後も、7 つの目標とともに都市デザイン活動に取り組んでいく。

都市デザインの 7 つの目標

- ①歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ②地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にす。
- ③地域の歴史的、文化的資産を大切にす。
- ④オープンスペースや緑を豊かにす。
- ⑤海、川などの水辺空間を大切にす。
- ⑥人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦形態的、視覚的美しさを求める。

2 横浜の都市デザイン活動の実績

横浜の都市デザインは、地域や事業者などと協力し、行政の総合力を発揮しながら、多様な実績を積み上げ、日本の都市デザイン活動をリードしてきた。

2. 1 都心部の骨格をつくる都市デザイン

自立的な都市構造の確立を目的とした事業が都心部強化事業である。この事業は横浜駅周辺地区と関内地区の2つの都心地区を一体化するもので、都市基盤の強化、新たな都心の創造、海と緑を活用した軸線構築の3つがあった。

これらの事業は、魅力的な歩行者空間形成、歴史的資産の活用、まち全体としての形態的な美しさなど都市デザインの視点も導入して進められ、構想から40年経過した現在、その形が具体的に現れるようになった。

2. 2 既成市街地の都市デザイン

横浜の都市デザインは、まず都心部の再生事業において、実験的取組を行いながら手法を蓄積し、既成市街地である関内地区を対象に「くすの木広場」や港へのルートを示した「都心プロムナード事業」、絵タイル整備など魅力的な歩行者空間形成に取り組み、その活動が評価されると、馬車道、元町などの商店街へと広がった。

これらの地区では、公共空間の整備と地域独自のまちづくり協定を組み合わせ、地域が主体的に取り組むまちづくりが展開された。行政・地域双方から問題提起し、協議や実験などを通して具体的成果を見せながら進める取組により、市民に理解しやすい形で展開されてきた。

2. 3 都心周辺・郊外区のまちづくり

日常生活に密着した快適な環境を創り出す「区の魅力づくり」は1980年代から始まった。まず「区」を単位に地域の特徴を見つけ出し、様々な事業を通して魅力ある空間づくりへの取り組みを行ってきた。

駅前や区庁舎周辺など、市民が訪れる場所を対象に、道路、公園、公共施設などの環境整備を行い魅力的な空間形成を指向している。

一方、都市化のかげで都市の裏側になりつつあった川沿いを、自然環境や水辺の景観に触れ合える空間に再生する「水と緑のまちづくり」は、大岡川、柏尾川、帷子川、いたち川などで川沿いのプロムナード整備や河床に人が降りられる親水広場、周辺の山林の保全・活用などの環境整備として行った。これらの環境整備は市民団体などと連携しながら進めてきた。

また、郊外区で展開された6大事業である港北ニュータウンや金沢シーサイドタウンにおいても都市デザインの取組を行っている。

2. 4 公共空間の都市デザイン

都市空間の中で市民・来街者が利用する道路や駅などの公共空間のデザインは、都市の利便性・快適性に関わる要素の中で大切な要素である。

そこで公共空間の質を高めるため、ストリートファニチャーや公共サインなど公共施設のデザイン開発をすすめるとともに民間事業者にも協力を求め、ライトアップやオープンカフェなどの公共空間を多彩に使いこなすための実験的な取組や仕組みづくりなど、総合的な演出を行なって

いる。

2. 5 歴史を生かしたまちづくり

横浜には、開港以来独自の文化が培われ、個性ある街並みがつくりだされてきた。関内地区の華麗な姿の近代建築、山手の西洋館、郊外部の古民家、あるいは風格ある土木産業遺構など、歴史的景観は「横浜らしさ」をかたちづくる貴重な資源である。

こうした歴史的建造物をまちづくりに活かしていくため、1988年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定し、所有者や市民、専門家などと協力して歴史的建造物の保全活用を行うとともに、文化財制度とも連携しながら、まちづくりのなかで歴史的景観を保全する取組を進めている。

2. 6 都市デザインのしくみづくり

様々なテーマや地域で都市デザイン活動を展開していく過程で、「山下公園周辺地区開発指導構想」などの要綱や基準などが策定された。

要綱や基準は、法制度や数値基準だけでは規定できないきめ細やかなデザインや景観への配慮を当事者の創意を引き出す創造的協議により実現してゆくことを意図している。このような特徴を生かす形で横浜独自の制度として、市街地環境設計制度が策定され、近年では景観法の施行を契機に景観の条例を策定し協議型のまちづくりを進めている。

2. 7 都市デザインの交流・発信

横浜市は国際的な会議や展覧会といった、国内外各都市との交流を通じて、都市デザインやまちづくりにおける課題を明らかにし、研究、議論を積み重ねて来た。

こういった活動を出版物として記録、発信していくことで、市民の都市デザインへの理解や協力促進、庁内外での新たな人材育成などに展開している。

また、世界中、日本中から広く知恵を集めるために公共施設のコンペやプロポーザルを効果的に行なうことで、魅力的な都市空間を数多く創り出して来た。その蓄積は日本グッドデザイン賞金賞の受賞など、広く評価されている。

2. 8 クリエイティブシティ

1980年代後半から「バルセロナ&ヨコハマ シティクリエイション」をはじめとする国際的なシンポジウムや会議を通し、横浜の自立的な発展を議論してきた。

その中で、文化芸術の創造力と魅力ある空間、文化、多様な人材、産業経済を組み合わせ、都市の新しい価値や魅力を生み出すソフトとハードの施策を融合させた新たな都市ビジョンとして「クリエイティブシティ」という概念を掲げることとした。

2006年に発表した「ナショナルアートパーク構想提言書」を皮切りに、その理念の実現を進めてきている。

2. 9 市民参加・市民協働の、まちづくり

都市デザイン活動は、1980年代にはその活動領域を都心周辺部へ、さらに郊外区へと拡大する中で、まちづくりにつながる市民活動に着目していった。

ヨコハマ都市デザインフォーラム（1992 年）を機会に、市民まちづくりを支援する「地域展開事業」を実施し、都市デザイン室に「市民まちづくり担当」を設置した。

さらに 1996 年よりパートナーシップ型行政の推進政策として、当時の企画局・市民局・都市計画局が連携した「パートナーシップ推進モデル事業」を全区で行い、市民協働の原則を定めた「市民活動推進条例」（2000 年）、まちづくり分野では「地域まちづくり推進条例」（2005 年）を制定した。

3 変化する社会状況

横浜の都市デザインは1971年に専門部署を設置して以来、魅力的な空間形成を進めてきたが、40年を経過した今、都市を取り巻く環境が大きく変化し、人々の価値観や考え方も変化している。環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多元的な価値を求められている。

3.1 都市を取り巻く状況

地方から都市に向けて若い世代が急速かつ大量に移動した昭和40年代の「都市化」の時代から概ね40年が経過しつつある。

この間、情報化や国際化の進展、産業構造の変化、生活・価値観の多様化が進んだ。

地方から若い世代の流入が減少する一方、地方から都市に流入した世代が高齢期に入り、都市の人口減少、少子高齢化などの変化が進もうとしている。

高齢化や世帯規模の縮小が進むなかで、暮らしの安全や安心への関心や暮らしやすさなどへの関心が高まっている。

また、情報ネットワークや輸送・交通網の発達に支えられ、産業や人材などは地域や都市を比較し選択して立地・移動するようになってきており、都市間の競争が国際的に行われるようになってきている。

産業、文化、生活など様々な面で都市が魅力や機能を競い合う時代になってきている。

都市は食料や電力などを地方や郊外地域に依存して成長発展してきた。東日本大震災は、防災や災害から復旧する力とともに、環境、エネルギーが都市の存続に関わる重要な課題であることを示した。市民や企業の間、環境、エネルギーに対する関心が高まっている。

3.2 横浜市を取り巻く状況

横浜はこれまで、首都圏の中核的な業務都市、国際港湾都市、個性的な創造文化都市、京浜工業地帯の中核をになう工業都市、良好な環境を誇る住宅都市として発展してきた。

・働く場所、就業者

横浜で働く就業者の数は約142万人（平成22年国勢調査結果）である。一方、横浜に住む就業者は約170万人である。横浜で働く就業者、横浜に住む就業者はともに減少傾向にある。

市外から横浜に通勤してくるの約35万人で平成17～22年に約9千人増えたが、横浜に住む就業者の約37%（約63万人）が市外に通勤しており、依然として就業機会の多くを市外に依存している状態（平成22年の昼夜間の就業人口比は0.84）が続いている。

20歳代の従業者が既に減少しており、今後、従業者の高齢化や従業者の総数の減少も予想されている。

・都市機能の更新

都心臨海部、内港地区（インナーハーバー）では産業構造の転換、港湾機能の高度化・沖合展開など大きな転換期を迎えている。

卸売・小売業や製造業、建設業など横浜の成長を支えた産業で働く人が減少する一方、医療・福祉やサービス業で働く人が増加するなど、働く人の産業別構成の変化がすすんでいる。

また、都市基盤施設や公共空間などは、老朽化や施設更新の時期を迎えてきている。

・人口の減少、高齢化、世帯規模の縮小

横浜には約 370 万人が暮している（平成 22 年国勢調査結果）。増加を続けてきた人口は平成 32 年前後をピークに減少していくことが予想されている。

人口の急増期に市民となった人が高齢期を迎えている。65 歳以上の人口の比率は 20.1%である（平成 22 年国勢調査結果）。今後、年少人口や生産年齢の減少と高齢人口の増加が更に進むものと予想される。

成長が始まった昭和 35 年以降、1 世帯当りの人口は縮小をつづけており 2.31 人／世帯（平成 22 年現在。昭和 30 年当時は 4.5 人／世帯）となっている。

・魅力的な景観、街並

海や港の景観は市内外から「好ましいもの」として高く評価されている。また「住んでみたい都市」、「訪れてみたいと都市」として各種の調査で常に上位にランクされている。

横浜には、開港以来の歴史的な建造物や、工業都市、港湾都市としての遺構などが数多く残され、個性的な景観や街並がつくり出されてきた。

一方、郊外地には市街地と緑地や農地を保全する区域が隣接し、緑豊かな景観や環境が残されている。

・文化的・創造的な魅力

横浜には、開港以来の独自の文化や地域に残された魅力的な空間、多様な人材や産業がある。

歴史的建造物や港の風景などの資源を生かしながら、文化芸術に代表される創造的な活動の積極的な誘導により、国際的な観光交流拠点の形成や創造的な産業の集積を進めている。

・生活や産業活動が安定して継続できる条件

東日本大震災を機に、都市の災害からの回復力、低炭素社会の実現、エネルギーの安定供給、交通・輸送機関の堅牢性などが、生活や産業活動を安定して継続する条件として改めて評価されている。

・環境に対する意識の高まり

緑の減少による都市の潤いの減少、ヒートアイランド現象、生物多様性の危機など環境に対する多くの問題について、市民意識が高まっており、産業活動を行う上でも環境への配慮は重要性を増している。

横浜の緑は、全市域の 25%にも及ぶ市街化調整区域が市街化区域に入り込む形で守られてきたが、緑被率は昭和 50 年に約 45%あったものが平成 21 年には 30%以下(29.8%)になり、平成 21 年度からは、全国で初めての取り組みである横浜みどり税の導入し、より一層の緑の保全と創出に取り組んでおり、横浜市は、他の都市をリードする環境先進都市を目指さなければならない。

4. 都市デザイン活動の進め方

横浜の都市デザインは、これまでも、地域や事業者などとの協力や行政の総合力を発揮することを特徴として取組を進めて来たが、社会状況の変化を受け多様な価値を求められる中で、今後はより一層、多くの人々が都市デザインのプロセスや評価に参加できる仕組みが求められている。

4. 1 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする

都市デザインは、まちづくりにおける「質」を高める創造活動であり、そのプロセスは地区の特徴などに対応する特殊・個別的な調整作業を含むため、わかりにくく、見えにくい面がある。

市民や事業者の理解を得るため、都市デザイン活動の範囲や役割、活動の体制を具体的に明示していく。

4. 2 地域のあるべき姿や将来像を明確に示し、関係者が議論しながらまちづくりをすすめる

建物の形状や、景観、活用方法などについて誘導や制限を行なう仕組みやルールを活用してきているが、行政の意図がうまく伝わらない場合がある。

地域に対するデザイン活動の意図や実現すべきイメージを可能な限り具体的に明示し、関係者や事業者などがデザインの意図や地域のイメージについて具体的に議論し、新たな手法やルールを生み出していく。

4. 3 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する

建物の外観保存や街並の形成の効果をより多く引き出すため、保全された建築物や形成された街並を活用する仕組みを充実することが望まれる。

横浜では、建築物の外観保存と活用に積極的に取り組んでいるが、「活用」する仕組みを充実（保存後の利用の用途や使い方の弾力化、活用に関する調整の仕組みの明確化など）することにより、保存の対象の拡大が期待できる。

必要な場合、NPOや企業などと連携して空間を管理し運営する仕組みなどについても検討する。

4. 4 民間事業者や地域の団体が行なうデザイン活動を捉え検討できる仕組みをつくる

多様な世代が快適、安全に住めるまちとするため、身近な生活空間のデザインを一層充実していく必要がある。

都市デザイン活動の裾野を広げ、より身近なものとしていくため、社会の変化や、地域の要望、事業者の意向を的確に捉えて都市デザイン活動を、自由に幅広く検討できる仕組みを設ける必要がある。

4. 5 都市デザイン活動の交流・発信とともに、担い手の育成等により市民の理解を深めていく

都市デザイン活動を展開していくためには、市民や企業等の理解を深め、デザイン活動を評価する力を醸成していくことが重要である。

引き続き国際的な会議や展覧会、国内外の都市との交流、国際的な競技設計や企画競技の開催等を通じて都市デザイン活動への関心や理解を高めていく。中でも、子どもや大人、企業や行政職員などを対象とした都市デザイン活動の担い手の養成や都市デザインの視点の育成に重点的に取り組んでいく。

[Ⅱ] 今後の都市デザインにおける視点

横浜の都市の魅力を引き起こし顕在化する時に都市デザインは大きな役目を果たしてきたが、こういった取組みはこれからも継続して行なっていく必要があるだろう。少子高齢化や環境配慮をにらんで、持続力ある横浜のまちづくりに横断的にかかわっていくことの重要性もますます高まっていくことは間違いない。

その一方、横浜が今後も人々を惹きつけるような都市であり続けるには都心部を中心として新たな活力、賑わいをつくっていくことが重要であり、そのための大きな構想、創造都市との一層の連携などが重要となってくる。

1. 横浜の多様な魅力を掘り起し増進する都市デザイン

横浜には港の景観や多くの歴史的資源があり、街並みや景観の美しさが横浜の魅力として非常に重要な位置を占めている。また、横浜にはまだ顕在化していない都市としての魅力がある。都市デザイン活動により、それらを掘り起し横浜らしい魅力として高めていく。

道路や公園、公開空地といった公共空間の更なる利活用の推進、横浜らしい景観や歴史を活かした街並の形成、歩行者ネットワークづくりなどをすすめる。

また、少なくなった開発や整備の機会を捉え、丁寧に取り組むことにより街並や景観の質を向上させていく。

2. 活力を拡大する都市デザイン

横浜の活力を維持し拡大していくことが求められており、都市デザイン活動により、都市の魅力や賑わいを高めていく。

横浜の活力や国際競争力を強化するための計画であるインナーハーバー構想の推進、歩行者や自転車等いわゆる「スローな交通」を含めた快適な移動空間づくりなど、新たな活力や賑わいを生み出す都市デザイン活動を展開する。

また、創造性を活かした都市づくりを推進し、多くの観光客・ビジネス客が訪れる観光都市横浜の魅力をもっと一層高め、文化・芸術の交流、産業・経済情報の交流、展示を増進するなど、観光・MICEの活性化に寄与する都市づくりをすすめる。

3. 持続力のある横浜をつくる都市デザイン

少子高齢化への対応、低炭素社会の実現、環境への配慮、災害への対応力など、安心して横浜に住み続けられる環境づくりや住みたくなるまちづくり、横浜で業務を継続し展開していきける環境づくりが求められている。

持続力のあるまちづくりのためには、個別の技術や取組の導入だけでなく、都市を総合的に考える視点が重要である。

災害への対応や環境への負荷低減に配慮した都市デザイン活動、リノベーションやコンバージョンなど地域資源を活用したまちづくりをすすめ、まちの魅力を育てて行く。

また、多様な住まい方や暮らし方を実現するため地域の特徴や資源を活かして主体的・自律的に取り組む地域のまちづくりを支援していく。

[Ⅲ] 都市デザイン活動の今後の展開

前述の3つの視点に基づき、以下の8項目をテーマに、今後の都市デザイン活動を推進する。

1. 長期的な都市像を描き、活力ある新たな都心臨海部を創る

これからも横浜が活力ある街であるために、横浜の特徴である海を囲んだリング状の都市構造（＝インナーハーバー）を持つ都心部の長期的な都市像を構想する。

賑わいと活気のある都市を創造・発信し、市民が世界に誇れる美しい、国際競争力のあるまちづくりを展開していく。

様々な創造的活動が集積し、人間中心で、暮らしやすさや楽しさ、水辺と緑の豊かさを実感できる都市を目指す。

- ・現在の横浜が約50年前の6大事業によって形づくられたように、6大事業がほぼ完成した今、新たな50年を描くまちづくりの方針を示し、実践に移していく。
- ・山下埠頭や山之内埠頭などの新たなエリアの利用転換を検討し、リング状に都市を形成することによって、新たな活力や魅力あるこれからの都心部を創る。
- ・環境、交通、交流、産業、生活などの検討と具体的な取組みを、専門家や関係機関、市民と連携し、進めていく。

2. 地域の資源を生かし、多様で魅力ある景観を創出する

これまで、都心臨海部を中心に景観制度により美しい景観形成を進めてきており、これからも、地域の個性・賑わいづくりやデザインの質的向上を進める必要がある。

今後は、郊外部での地域資源を活かした景観形成や、市民が誇れる横浜らしい、美しいまちづくりを進める。

- ・道路、公園、公共建築などの公共事業の景観誘導のガイドラインを検討する。
- ・都心臨海部を対象とした美しい港の景観形成方針を検討するとともに、利用形態の長期的変化を視野に入れた景観検討を進める。
- ・景観制度について、運用上における課題や、協議の進め方における課題等を整理し、都市美対策審議会の意見を踏まえ制度の検討を進める。
- ・郊外部の自然豊かな地域では、自然を生かした四季の演出など地域の特性を生かした景観形成を推進する。
- ・郊外部では、都心部と異なり住居系地域が多くなるため、より地域住民の共感を呼ぶ景観形成の取り組みや方法などを検討する。

3. 歴史を生かしたまちづくりのさらなる推進を図る

横浜は開港以来の独自の文化を尊重し、個性ある街並みを守ってきた。これからも、横浜らしさをかたちづくる貴重な資源である歴史的建造物の保存活用の取組を進める必要がある。

また、これまでの歴史的資源のみならず、時代の経過とともに誕生する新たな歴史的資源を見つけ出し、保全・活用する取組も進める必要がある。

- ・所有者の実状に応じた多様な保全活用手段の確保を目指した制度づくりを進める。
- ・市民協働による歴史を生かしたまちづくりを、仕組みづくりなどとあわせて推進するとともに、歴史的建造物を核としたまちづくりの更なる展開を図る。
- ・都心部に多数ある戦後建築等新たな歴史的資源について調査検討を行う。

4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する

ここ数年の取組みによって都心部に定着しつつある創造的なコミュニティと連携してまちづくりを進め、市民が感じられる横浜らしさを創出するとともに、新たな横浜の魅力を内外に発信していく。これまでまちづくりを強力に進めてきた地域型のコミュニティと、新しい創造的なテーマ型コミュニティの連携を促し、街の地域資源の活用や産業の活性化を目指す。

- ・横浜のまちに集結しつつあるクリエイターの力でより創造的なまちづくり、横浜の個性づくりを進め、特徴ある空間を生み出していく。
- ・まちに新たな賑わいと活力を生み出していくため、都心部に多数ある戦後建築の利活用などについて研究を進める。
- ・公園、道路、鉄道高架下などの公共空間等において、オープンカフェや観光拠点等の社会実験や利活用を進め、賑わいのある楽しい都市空間の創造について進めていく。

5. コミュニティや人々の活動を支える空間を創る

少子高齢化、人口減少などの横浜の抱える課題からコミュニティの重要性が再認識されている。また、これまでの各地の震災の経験から、災害への備えや災害からの回復力の点でもコミュニティやそれを支える空間の重要性が認識されている。今後地域の特性に合ったまちづくりが必要とされる中、地域による自律したまちづくりやエリアマネジメント、多様なライフスタイルから生まれるテーマ型コミュニティの活性化など、横浜らしい住まい方、暮らし方を支える活動のための空間創出を進めていく。

- ・少子高齢化、人口減少などの生活環境の変化に対応した生活や都心部居住や、郊外部の団地再生、住替えの促進など地区の特性に合った生活について研究を進める。
- ・自然との触れ合いや農に密着した生活など、自然や農との共生などを研究していく。
- ・自治会や商店街など地域のエリアマネジメント組織等との連携・支援を強化し、地域の課題は地域で解決し、すべての人が幸せを享受できるまちづくりを検討していく。

6. 環境に配慮した都市空間を創造・再生する

地球温暖化、ヒートアイランド現象などの環境問題は、現代の都市が避けることのできない大きな問題である。都市デザインでは特に既存市街地における環境配慮型への都市構造の変換や、リノベーション、コンバージョンを中心とした再生型まちづくりを推進する。また郊外部の緑の保全や、大都市から失われた緑の創造や再生、河川や港を中心とした潤いある水辺空間の創出など、水と緑の必要を見直す時が来ている。

- ・ 道路や廃線跡地の活用など、緑のある快適な歩行者空間の形成を進める。
- ・ 横浜の魅力である海や川などのオープンスペースの活用や、市民が集い、にぎわうことのできる親水空間について検討し、人々の生活と結びついたまちづくりを進める。
- ・ 生物多様性に配慮し、都心部での緑の創出による郊外部との水と緑のネットワークの形成のさらなる充実を図る。

7. 多様な交通手段のネットワーク化による快適な移動空間を創出する

横浜の都市デザインは当初からモータリゼーションに対抗して人間のための都市空間を追求してきた。また、急速に高齢化が進む現在、「健康」が大きく見直されている。今後は歩行者だけでなく公共交通の利用促進や都市の体験を豊かにしていくような自転車やスローで人や環境にやさしい移動手段をまちに挿入して、都市の移動空間を合わせて更新していく。

- ・ 地域のシンボルである駅の再整備や新設に合わせ、周辺道路の再検討などを行い、歩行者や環境にやさしい交通のネットワークづくりを進める。
- ・ 公共交通の利用促進や新たな歩行者空間の検討やベイバイクの設置など、徒歩、自転車等のスローな交通について研究する。
- ・ スローな交通に合わせて移動空間を更新し、回遊性や利便性を高め、市民や来街者、観光客などが街並みを楽しめる歩行者空間づくりを進める。
- ・ インナーハーバーエリアを中心とした水上交通ネットワークの研究を進める。
- ・ ランニングコース、サイクリングコース等、健康づくりの楽しめる移動空間づくりを進める。

8. 都市デザイン活動の裾野を広げる

現在の都市は、様々な課題を抱え、その課題はますます複雑化してきている。それらまちづくりの課題を解決するにあたっては、行政内部だけで議論するのではなく、様々な分野の専門家や大学、市民・企業（企業家）アジアを含む他都市などとの連携を積極的に進める。また、これからのまちづくりに対する理解を深めてもらうための発信事業や次世代育成を進める。

- ・ 専門家との連携強化やネットワークづくりを進めるとともに、行政内部の強化を図る。
- ・ シンポジウムやフォーラムの開催などを通して、都市デザインに関する研究とPRを行うとともに、国内外に発信していく。
- ・ 小学生などの子どもたちに都市デザイン講座を開催するなど、次世代の育成を進める。
- ・ 国際都市間における共通の課題に対する共同研究を進める。

[IV] 今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて

横浜市に関する意識・ 生活行動実態調査 結果のまとめ



平成24年12月

横浜市文化観光局
横浜魅力づくり室企画課

【1】調査目的

横浜に関する意識や行動実態を市内外で調査し、世間での横浜のイメージや各観光施設の認知度等を把握することで、市外(特に首都圏)からの認知度や来訪率上昇に有効なプロモーションを行うための戦略策定の基礎資料とする。

【2】調査概要

■調査対象

16～79歳の一般男女

■調査地域

全国47都道府県(横浜市、神奈川県(横浜市除く)、東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、栃木県、群馬県、茨城県、北海道エリア、東北エリア、中部エリア、北陸エリア、近畿エリア、中国・四国エリア、九州・沖縄エリア)

■調査方法

インターネット調査

■調査期間

平成24年8月31日(金)～9月10日(月)

※各エリアの説明

- ・北海道エリア : 北海道
- ・東北エリア : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ・中部エリア : 岐阜県、愛知県、三重県、山梨県、長野県
- ・北陸エリア : 新潟県、富山県、石川県、福井県
- ・近畿エリア : 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・中国・四国エリア : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ・九州・沖縄エリア : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

■サンプル数

(人)		(人)	
地域	有効回答数	地域	有効回答数
神奈川県横浜市	1131	鶴見区	55
神奈川県それ以外	371	神奈川区	58
東京都	308	西区	76
埼玉エリア	309	中区	72
千葉エリア	335	南区	55
静岡エリア	321	港南区	61
栃木エリア	326	保土ヶ谷区	56
群馬エリア	336	旭区	53
茨城エリア	346	磯子区	52
北海道エリア	312	金沢区	63
東北エリア	308	港北区	68
中部エリア	309	緑区	58
北陸エリア	311	青葉区	64
近畿エリア	309	都筑区	54
中国・四国エリア	307	戸塚区	68
九州・沖縄エリア	324	栄区	76
計	5963	泉区	65
		瀬谷区	77
		計	1131

■集計方法

各地域の人口構成比に合わせて集計を実施

※調査結果のまとめは、下記ホームページでご覧いただけます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/bunka/outline/miryoku/ishiki-chosa.html>

【1】横浜市への来訪頻度・目的

<来訪頻度>

- ・居住エリアが横浜に近いほど高い傾向。横浜市以外では「神奈川県内(横浜市除く)」、「東京都内」、「千葉県内」の順。(図表1)

(図表1) 来訪頻度: 平均値(年間来訪回数)

	平均値 (年間来訪回数)
神奈川県内(横浜市除く)	28.46
東京都内	12.05
埼玉県内	2.60
千葉県内	11.61
静岡県内	3.08
栃木県内	1.35
群馬県内	1.47
茨城県内	2.06
北海道エリア	5.89
東北エリア	2.22
中部エリア	4.01
北陸エリア	1.21
近畿エリア	2.43
中国・四国エリア	0.50
九州・沖縄エリア	0.42

※上位5エリアに色付け

<来訪目的>

- ・「街並み・景観を楽しむ(まち歩き)」「買い物」「名所旧跡めぐり」が高い。(図表2)
- ・来訪が半年に1回以上と頻度が高いものは「買い物」「昼間の食事」等(図表3)。

(図表2) 来訪目的: 来訪経験の多い目的(全国)
(%)

来訪目的	来訪経験 (%)
街並み・景観を楽しむ(まち歩き)	44.1
買い物	38.2
名所や旧跡をめぐる	36.9
親戚・友人・知人を訪問	30.4
昼間の食事	29.1

(図表3) 来訪目的: 来訪頻度の高い目的(全国)
(%)

来訪目的	半年に1回以上 (%)
買い物	13.7
昼間の食事	9.6
百貨店など大型商業施設	8.7
仕事・業務	8.4
街並み・景観を楽しむ(まち歩き)	8.2

※各比率の説明

- ・認知率: 「ここ1年以内に行ったことがある」、「1年以上前に行ったことがある」、「見聞きしてどんなどころか知っている」、「どのあたりにあるか知っている」、「名前だけは聞いたことがある」と回答した比率。
- ・来訪率: 「ここ1年以内に行ったことがある」、「1年以上前に行ったことがある」と回答した比率。
- ・推奨率: 来訪した人が「ぜひ薦めたい」、「薦めたい」と回答した比率。
- ・来訪意向: 来訪した経験がない人が「ぜひ行ってみたい」、「行ってみたい」と回答した比率。

【2】横浜の魅力

・すべての居住地で「街並み・景観」、「夜景」の順となっており、「景色」が横浜の魅力であることが浮き彫りになった。

・横浜市内では、多くの項目で他の居住地より数値が大きくなっているが、「ご当地料理」のみ低い結果となった。

(図表4) 横浜の魅力

(%)

	全国	横浜市内	神奈川県内 (横浜市除く)	首都圏 (神奈川県除く)
街並み・景観	63.4	73.2	57.7	64.7
夜景	48.2	65.1	50.7	43.2
名所や旧跡	33.5	42.5	30.9	33.9
ご当地料理	23.9	15.9	20.8	26.4
テーマパーク・動物園など娯楽施設	21.3	30.7	28.2	19.6
アクセスが便利、近い	20.6	58.9	44.4	19.0
歴史・伝統	16.0	26.1	19.5	17.5
博物館・ミュージアム	15.5	22.7	20.0	17.0
土産物	15.3	12.7	12.2	12.8
イベントやお祭り	15.1	31.3	21.5	16.1
百貨店など大型商業施設	13.3	35.2	29.4	14.5
美術・演劇・音楽などの文化芸術	11.5	21.1	22.2	13.1
施設や道路などインフラ	8.0	18.2	11.4	8.2
自然	6.9	15.1	5.1	7.9
宿泊施設	6.6	8.2	3.6	4.9
スポーツが強い、盛ん	6.3	5.9	9.8	5.8
出身有名人	3.4	5.4	2.6	3.5
温泉・マッサージ・エステ・スパ	3.2	4.9	2.3	5.1
農水畜産物	2.9	5.5	3.0	5.2
教育、福祉など行政サービス	1.2	4.7	2.7	2.2

※上位5項目に色付け

※首都圏: 東京都、埼玉県、千葉県

【3】横浜市内の文化観光施設の認知率

- ・上位5施設はすべて、全国でも80%を超えており、これらの施設は全国的にも認知されていると考えられる。
- ・「山下公園」、「横浜・八景島シーパラダイス」、「横浜ランドマークタワー」、「横浜赤レンガ倉庫」は首都圏でも90%を超えている。
- ・横浜市内で認知率が80%を超えているのは34施設中24施設だが、首都圏では7施設にとどまる。

(図表5) 施設の認知率

(%)

順位	施設名	全国	横浜市内	神奈川県内 (横浜市除く)	首都圏 (神奈川県除く)
1	横浜スタジアム	85.6	95.1	96.3	88.0
2	山下公園	85.3	99.2	99.1	93.1
3	横浜・八景島シーパラダイス	82.7	97.8	96.3	92.9
4	横浜アリーナ	82.4	94.8	93.6	84.7
5	横浜ランドマークタワー	82.1	99.5	97.6	90.8
6	横浜赤レンガ倉庫	78.5	99.5	98.7	91.7
7	横浜マリンタワー	74.1	91.3	90.6	83.0
8	横浜みなとみらいホール	70.7	92.2	79.7	72.6
9	新横浜ラーメン博物館	65.8	98.6	93.7	79.8
10	横浜国際平和会議場	55.7	95.1	87.5	73.4
11	日産スタジアム	53.5	96.0	85.9	68.9
12	よこはま動物園ズーラシア	50.5	97.9	93.9	72.2
13	海の公園	48.9	83.9	73.6	56.6
14	カップヌードルミュージアム	48.4	85.4	77.4	54.4
15	三溪園	43.6	91.7	81.5	62.6
16	横浜市立野毛山動物園	43.6	91.9	84.3	65.1
17	よこはまコスモワールド	40.0	92.1	74.4	56.6
18	横浜港大さん橋国際客船ターミナル	39.7	88.9	82.7	58.9
19	横浜アンパンマンこどもミュージアム	39.6	80.1	61.4	47.8
20	横浜人形の家	39.0	87.0	70.9	53.8
21	横浜美術館	38.5	83.4	60.0	51.0
22	神奈川県民ホール	38.0	93.0	80.3	50.4
23	山手西洋館	37.6	72.4	52.7	44.7
24	横浜市立金沢動物園	36.5	88.7	70.8	48.4
25	横浜関内ホール	30.8	83.7	65.8	40.8
26	原鉄道模型博物館	26.8	53.8	39.2	32.3
27	横浜能楽堂	21.0	64.7	44.7	29.4
28	象の鼻テラス	19.2	57.4	32.5	23.9
29	横浜にぎわい座	18.8	57.2	31.1	23.5
30	神奈川芸術劇場(KAAT)	18.2	49.0	44.1	24.5
31	黄金スタジオ・日ノ出スタジオ	16.5	29.0	23.4	21.5
32	急な坂スタジオ	13.2	20.5	28.2	16.0
33	ハンマーヘッドスタジオ新・港区	11.9	14.7	19.6	17.1
34	BankART Studio NYK	11.2	21.4	13.7	15.4

※上位5施設に色付け

※首都圏:東京都、埼玉県、千葉県

【4】横浜市内の文化観光施設の来訪率

- ・横浜市内で来訪率が50%を超えているのは34施設中16施設だが、首都圏では1施設にとどまる。
- ・横浜市内と首都圏の数値の差が大きい。
- ・「山下公園」、「横浜赤レンガ倉庫」、「横浜ランドマークタワー」は、首都圏でも40%を超えている。

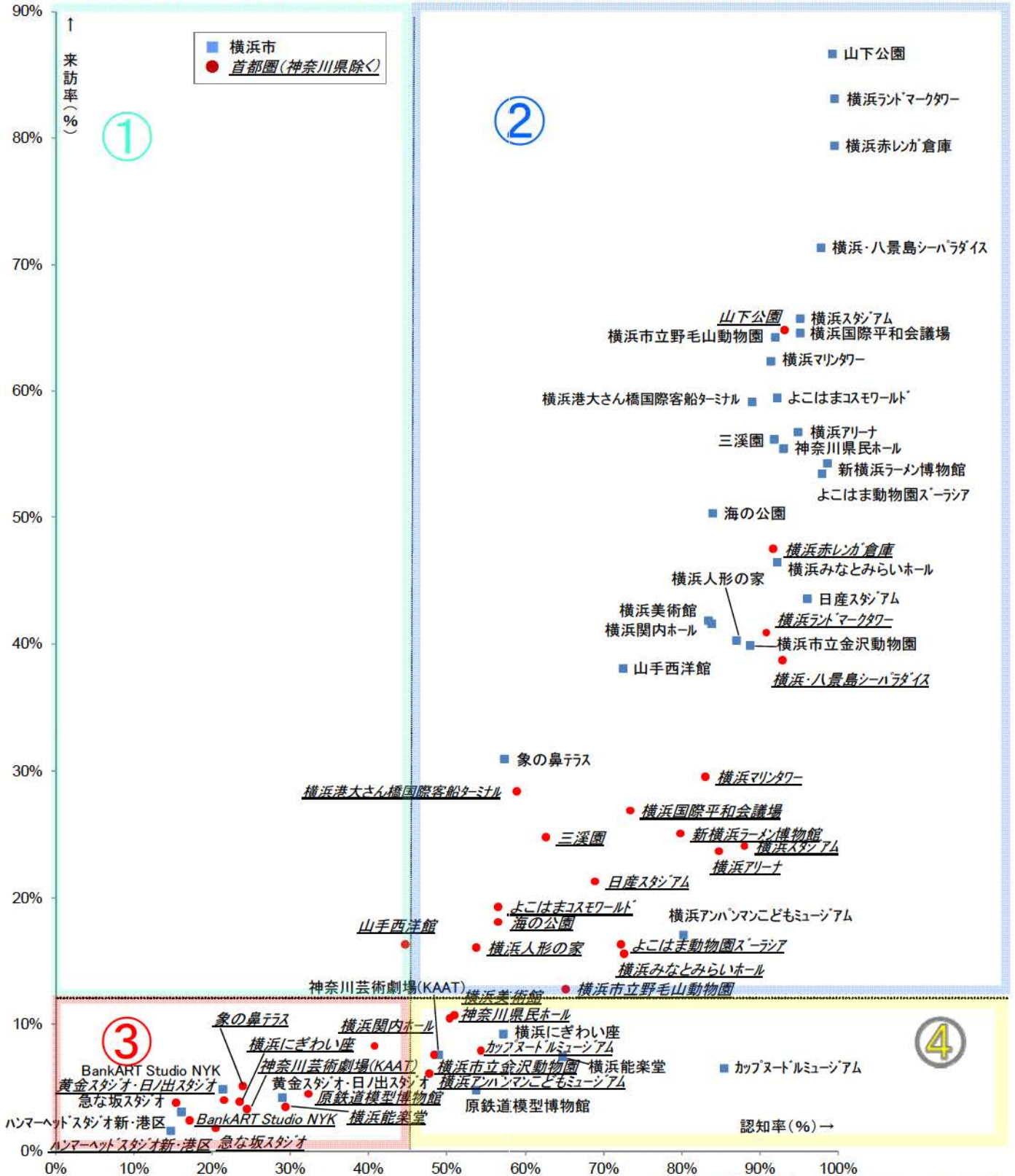
(図表6) 施設の来訪率

順位	施設名	全国	横浜市内	神奈川県内 (横浜市除く)	首都圏 (神奈川県除く)
1	山下公園	49.1	86.7	73.7	64.8
2	横浜赤レンガ倉庫	32.5	79.4	61.7	47.5
3	横浜ランドマークタワー	31.4	83.1	67.3	40.9
4	横浜・八景島シーパラダイス	27.4	71.4	54.7	38.7
5	横浜マリンタワー	22.2	62.4	38.3	29.6
6	海の公園	18.1	50.4	32.3	18.1
7	新横浜ラーメン博物館	17.7	54.3	42.3	25.1
8	横浜港大さん橋国際客船ターミナル	17.3	59.2	49.9	28.4
9	横浜スタジアム	17.0	65.8	50.4	24.1
10	横浜国際平和会議場	16.8	64.6	43.8	26.9
11	横浜アリーナ	16.4	56.8	42.9	23.7
12	三溪園	14.2	56.2	40.5	24.8
13	山手西洋館	13.6	38.1	24.3	16.3
14	横浜みなとみらいホール	13.0	46.5	32.3	15.6
15	日産スタジアム	11.3	43.6	32.3	21.3
16	よこはまコスモワールド	11.1	59.5	42.7	19.3
17	横浜人形の家	10.6	40.3	29.5	16.1
18	よこはま動物園ズーラシア	10.0	53.5	38.1	16.3
19	横浜市立野毛山動物園	9.7	64.3	35.5	12.8
20	横浜美術館	9.0	41.9	23.2	10.7
21	神奈川県民ホール	7.8	55.5	34.7	10.5
22	横浜市立金沢動物園	6.7	39.9	24.8	7.6
23	横浜関内ホール	6.5	41.6	24.3	8.3
24	象の鼻テラス	5.2	31.0	13.4	5.1
25	横浜アンパンマンこどもミュージアム	4.6	17.1	16.5	6.1
26	カップヌードルミュージアム	4.0	6.6	11.4	7.9
27	原鉄道模型博物館	2.9	4.8	5.1	4.5
28	横浜能楽堂	2.7	7.5	11.4	3.5
29	横浜にぎわい座	2.7	9.3	9.6	3.9
30	神奈川芸術劇場(KAAT)	2.7	7.6	12.5	3.3
31	黄金スタジオ・日ノ出スタジオ	2.5	4.3	5.7	4.0
32	BankART Studio NYK	2.3	4.9	4.5	3.8
33	急な坂スタジオ	1.9	1.8	3.7	3.1
34	ハンマーヘッドスタジオ新・港区	1.7	1.6	5.0	2.4

※上位5施設に色付け
 ※首都圏:東京都、埼玉県、千葉県

【5】横浜市内の文化観光施設の認知率と来訪率の関係

- ・施設の認知率と来訪率には相関関係がある。
- ・エリア④の施設は、認知率が高いが来訪率が低い。
- ・認知率が低い施設は、まず認知率を高めることで、来訪率も高まる可能性がある。



※一本鎖線：各軸における平均値

※首都圏：東京都、埼玉県、千葉県

【6】横浜市内のイベントの認知率

- ・「プロ野球観戦」、「横浜国際女子マラソン大会」、「プロサッカー観戦」など、スポーツイベントが上位。
- ・横浜市内では、「横浜開港祭」が最も高く90%。
- ・施設と比較すると、横浜市内・神奈川県内と首都圏・全国の数値の差が大きい。

(図表7) イベントの認知率

(%)

順位	イベント名	全国	横浜市内	神奈川県内 (横浜市除く)	首都圏 (神奈川県除く)
1	プロ野球観戦	70.0	84.4	79.5	75.2
2	横浜国際女子マラソン大会	56.9	81.7	70.6	57.4
3	プロサッカー観戦	44.5	64.8	61.4	47.4
4	横浜開港祭	42.4	90.0	76.5	51.9
5	大型客船入港	40.5	64.6	61.2	47.8
6	春節などの中華街のイベント	36.1	71.5	63.0	44.1
7	みなとみらいなどでの大道芸イベント	34.4	80.6	62.9	40.6
8	アートリンクin横浜赤レンガ倉庫	29.7	55.7	50.6	38.3
9	ワールドフェスタ・ヨコハマ	22.2	51.7	36.2	28.6
10	ザよこはまパレード(国際仮装行列)	21.3	69.8	46.3	27.7
11	神奈川新聞花火大会	21.1	89.5	61.3	25.6
12	横濱ジャズプロムナード	20.2	58.4	44.6	28.0
13	横浜トリエンナーレ	19.7	50.5	27.3	21.0
14	2012世界トライアスロンシリーズ横浜大会	18.8	38.4	25.1	22.1
15	金沢まつり花火大会	18.1	53.4	31.7	23.6
16	プロバスケットボール観戦	16.3	25.7	14.2	20.3
17	スマートイルミネーション横浜	15.9	29.3	22.7	20.5
18	横浜オクトーバーフェスト	15.0	31.5	33.1	21.2
19	クラシック・ヨコハマ	14.8	28.1	21.5	19.9
20	横濱キャンドルカフェ	13.8	25.4	29.6	18.4
21	新横浜パフォーマンス	13.5	25.8	31.1	17.8
22	横浜フランス月間	13.0	34.1	33.8	20.5
23	鶴見川サマーフェスティバル	12.9	33.7	30.1	17.2
24	Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2012	12.8	39.7	22.0	15.9
25	横浜スパークリングトワイライト	12.7	21.3	29.5	16.3
26	アフリカンフェスタ	12.1	31.1	15.2	14.8
27	旭ジャズまつり	12.0	32.0	17.0	16.4
28	黄金町バザール	11.9	31.3	28.4	16.5
29	フォト・ヨコハマ(CP+(シーピープラス)など)	11.7	19.2	25.4	17.8
30	オープン・ヨコハマキャンペーン	11.4	18.2	26.4	16.6
31	アロハヨコハマ	10.9	23.2	29.3	15.5
32	セントラルタウンフェスティバル「Y153」	10.8	21.5	14.5	14.0
33	ディワリ・イン・ヨコハマ	9.5	16.1	8.6	12.6

※上位5イベントに色付け
 ※首都圏: 東京都、埼玉県、千葉県

【7】横浜市内のイベントの来訪率

- ・横浜市内で40%以上は「プロ野球観戦」、「横浜開港祭」、「神奈川新聞花火大会」。
- ・横浜市内で来訪率が10%を超えているのは32イベント中11イベントだが、首都圏では1イベントにとどまる。
- ・横浜市内と首都圏の数値の差が大きい傾向がある。

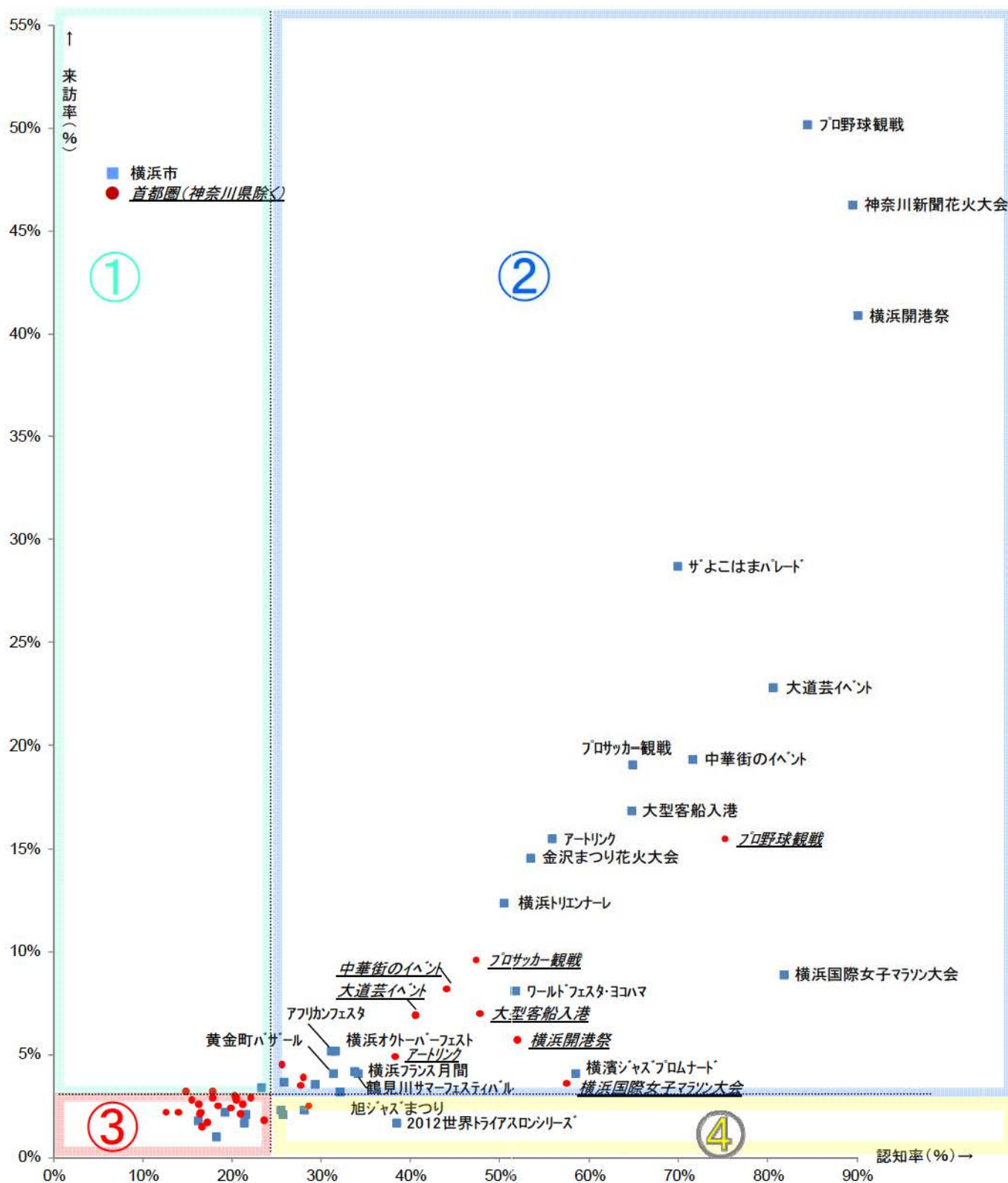
(図表8) イベントの来訪率

順位	イベント名	全国	横浜市内	神奈川県内 (横浜市除く)	首都圏 (神奈川県除く)
1	プロ野球観戦	11.7	50.2	31.0	15.5
2	春節などの中華街のイベント	5.9	19.4	17.8	8.2
3	横浜開港祭	5.6	40.9	18.7	5.7
4	プロサッカー観戦	5.3	19.1	11.0	9.6
5	みなとみらいなどでの大道芸イベント	4.8	22.8	15.5	6.9
6	大型客船入港	4.6	16.9	14.1	7.0
7	アートリンクin横浜赤レンガ倉庫	4.4	15.5	12.8	4.9
8	神奈川新聞花火大会	4.3	46.3	15.2	4.5
9	ザよこはまパレード(国際仮装行列)	3.5	28.7	14.2	3.5
10	横浜国際女子マラソン大会	2.3	8.9	7.8	3.6
11	ワールドフェスタ・ヨコハマ	2.2	8.1	2.7	2.5
12	横濱ジャズプロムナード	2.1	4.1	8.0	3.9
13	横浜トリエンナーレ	1.9	12.4	2.9	2.1
14	フォト・ヨコハマ(CP+(シーピープラス)など)	1.9	2.2	5.1	3.2
15	金沢まつり花火大会	1.8	14.6	4.4	1.8
16	横浜オクトーバーフェスト	1.8	5.2	7.2	2.6
17	アフリカンフェスタ	1.8	5.2	0.3	3.2
18	スマートイルミネーション横浜	1.8	3.6	1.2	2.9
19	横浜フランス月間	1.7	4.1	1.6	2.8
20	横濱キャンドルカフェ	1.7	2.3	4.9	2.5
21	黄金町バザール	1.7	4.1	9.8	2.2
22	旭ジャズまつり	1.6	3.2	2.4	2.1
23	プロバスケットボール観戦	1.6	2.1	1.3	3.0
24	アロハヨコハマ	1.5	3.4	6.2	2.8
25	鶴見川サマーフェスティバル	1.5	4.2	5.0	1.7
26	新横浜パフォーマンス	1.5	3.7	4.9	2.9
27	2012世界トライアスロンシリーズ横浜大会	1.5	1.7	0.7	2.9
28	クラシック・ヨコハマ	1.5	2.3	0.9	2.4
29	ディワリ・イン・ヨコハマ	1.5	1.8	0.3	2.2
30	セントラルタウンフェスティバル「Y153」	1.4	2.1	1.1	2.2
31	横浜スパークリングトワイライト	1.4	1.7	5.3	2.6
32	オープン・ヨコハマキャンペーン	1.2	1.0	4.4	1.5

※上位5イベントに色付け
 ※首都圏: 東京都、埼玉県、千葉県

【8】.横浜市内のイベントの認知率と来訪率の関係

- ・イベントの認知率と来訪率には相関関係がある。
- ・認知率が低いイベントは、まず認知率を高めることで、来訪率も高まる可能性がある。

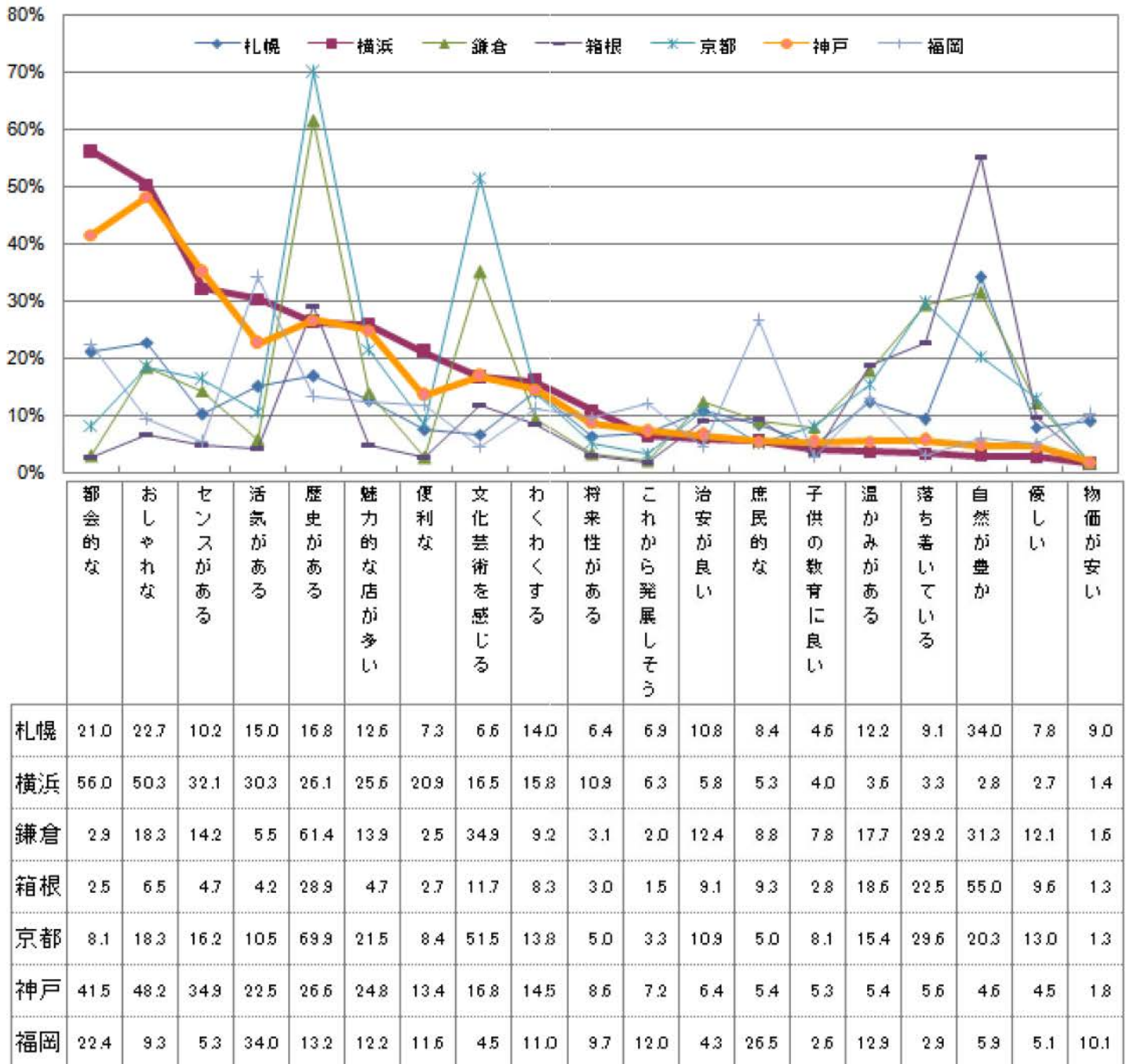


※認知率30%未満はイベント名省略 ※首都圏: 東京都、埼玉県、千葉県
 ※一本鎖線: 各軸における平均値

【9】横浜のイメージ

- ・「都会的な」、「おしゃれな」、「魅力的な店が多い」、「わくわくする」が他都市と比較して最も高くなっており、神戸と同様の傾向になっている。
- ・一方、横浜のイメージが低い項目は鎌倉・箱根で高く、補完関係にある。

(図表9)横浜のイメージ(全国)



※横浜のイメージを降順にソート

第 3 回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	<p>(1) 今後の都市デザイン行政について</p> <p>ア 景観制度の拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)横浜市景観アドバイザー制度について(審議) ・(仮称)横浜市公共事業の景観ガイドラインについて(審議) <p>イ 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議)</p> <p>ウ (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)</p> <p>(2) その他</p>
日時	平成 24 年 11 月 12 日 (月) 午前 10 時から午前 12 時 15 分まで
開催場所	第一総業ビル 4 階 会議室
出席者(敬称略)	<p>委員：西村幸夫(部会長)、佐々木葉、中津秀之、六川勝仁</p> <p>専門委員：国吉直行</p> <p>書記：齋藤泉(都市整備局都市づくり部長)、中野創(都市整備局都市デザイン室長)</p> <p>塚田洋一(都市整備局都市デザイン室担当課長)</p> <p>事務局(資料説明者)：曾根進(都市整備局都市デザイン室担当係長)、長谷川正英(同)、中村政人(同)</p>
開催形態	議題(1)、(2)とも公開(傍聴者3名)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー制度については、平成 24 年度中に制度の運用を開始し、運用していく中で逐次改善していく。名称については、最終的には部会長へ一任する。 ・景観ガイドラインについては、広域的な調整、これまでの実績、必要な手続き、ガイドラインの活用方法についてさらに検討し、再度議論を行う。 ・「歴史を生かしたまちづくり」の推進については、審議に諮った制度の導入について了承を得た。 ・都市デザインビジョンについては、広域的な生活の上での関連性、観光、子ども、人のつながり、国際性等のキーワードについて引き続き議論を行う。
議 事	<p>議 事</p> <p>議 事</p> <p>1 今後の都市デザイン行政について</p> <p>ア 景観制度の拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)横浜市景観アドバイザー制度について(審議) <p>市が資料に基づいて説明を行った。</p> <p>○西村部会長 何でもかんでもアドバイザーにかけるというわけではないと思うのですが、どれくらいの規模以上とか、何かそういうふうな目安みたいなイメージがあるのですか。それと、年間どれくらいになりそうとか。余りたくさんになると、報償費もかかりそうだし、どんなイメージですか。</p> <p>○中野書記 基本的には、都市景観の条例で、都市美対策審議会の意見を聴いて協議する場合というのは、特定景観形成行為ということで、一定規模以上のものが審議会の意見を聴いて、景観協議をまとめていくこととなりますので、主に、関内地区、新港地区、みなとみらい 21 地区の 3 地区で今その制度をかけていますが、そこを基本的な考え方の線にしていければと思っています。</p> <p>ただし、景観上、市としてとても重要な立地、または規模のものについては、郊外、都心であっても、それぞれ、景観の重要性を判断した上で、特に重要なものはこの制度を導入して、アドバイスをいただきたいというようなイメージでございます。</p> <p>○佐々木委員 今、都市美対策審議会の中にこれに相当するような機能を果たしている部分というのはないのですか。</p> <p>○中野書記 景観条例上は、事業者が景観協議申出書を出した後に、一定規模以上の場合は、景観審査部会で意見をいただいて、市の協議方針に対してそれでいいのかどうかという助言をいただいて、それから、景観協議をするという仕組みになっていますが、先般のいろいろ新港地区 16 街区等の課題を踏まえて、景観協議申出書が出る前の事前協議が重要だというご指摘がありましたので、それに対応していくために、早めの事前協議の際に、都市美対策審議会の委員の先生方のアドバイスを受けながら、やっていきたいということで今考えています。</p>

○**国吉専門委員** 都市美対策審議会に諮られる時点というのは、事前協議と言いますか、担当部局と事業者との間で、かなり議論し終わって、最後のところで来ているから、そこがスタートラインではないわけです。相当時間がかかっているということで、そこから都市美対策審議会で意見を出していっても、もう実務的に相当詰めてきたところがあって、今さらということになりかねないところがあって、相当手間取ってしまったということがあります。都市美対策審議会にも、場合によっては、非公式に諮りつつも、事前協議の段階で、都市美対策審議会の考え方も踏まえながら、もっと適切な誘導はできなかつたかどうかと、そんな感じなんです。今まで、機能がなかったということなのです。行政側の機能でできるだろうということで、今までそうやってきたものですから。

○**佐々木委員** まさにおっしゃるとおりで、一番いいのは、やはり市の中でやるのがいいので、こういうふうに出外ソーシングしてしまうと、そういうことはもう、景観アドバイザーの仕事だということになってしまうと、何かいい面もあるかもしれませんが、市の協議はもういいやというか、アドバイザーに任せてしまえばいいよねというふうになってしまうのが少し心配です。横浜はずっと協議型でやってきた伝統のコンテキストから言うと、前回のことを反省に、よりやはり市でやろうというほうがいいのではないかなという気もするのですけれども。

○**西村部会長** 市の人は事前協議の中で例えば景観アドバイザーが任命されたとして、任せてしまうのか。もう少し立ち会うのか、その辺の運用の仕方みたいなイメージはあるのですか。

○**中野書記** 今のところ、やはり事前協議は最終的には、市が景観協議をまとめていく責任がありますので、アドバイザーの方も同席していただいて、公表しているルールを含めて、市のほうでも事前協議を精力的にこれまで以上にやっていくという必要があると思っています。ただ、形態意匠のデザイン的な部分については、いろいろ文章で書き切れていない部分については、いろいろな判断ができる部分でもありますので、そういう意味では、専門家のアドバイスで方向性を示していただくと、それを進化させてよりよくしていくという形で、行政とアドバイザーと一緒に事前協議を先方の事業者とやっていきたいと、そういうイメージです。

○**国吉専門委員** 佐々木委員がおっしゃるように、内部が育っていかなければまずいですからね。それが一番大切なのです。ですから協働してやっていくのと、私のように長くかかわってきた人間は別として、外部の審議会の委員もそういう場にも加わることによって、現場的な視点からのリアリティも考えながら、よりの確な、確実性の高い誘導を図っていくということができるとも思えないという面もあるかなと思います。

○**六川委員** せっかくできる制度なので、活用してもらいたいと思うのですけれども、助言の範囲というのが結構難しいのかなというのが一つです。

それから、この制度を活用すること、あるいは、助言を求めることによって、事業者側から見ると、制限を受けてしまうのではないかと。紳士協定ではないのですけれども、非常に制限を受けてしまうのではないかとというイメージを与えるとよくないのではないかなと。だから、その辺を何か払拭できるような導入をしたらいいのではないかなと思います。

○**西村部会長** 多分、今までだったら、市の人とやっているのに、また、もう一人が出てきて、また、違うことを言い出す人が出てきて、事業所側から言うと、もっと何か大変になるという感じがあるかもしれませんね。

○**中野書記** 基本的には、例えば、最終的に都市美対策審議会の景観部会に入れていかなければいけないといった場合に、早い時期から、専門家の意見がこの立地ではこういう方向性だということと、公表しているルールはこういうことだということで、制限というよりは、早い時期でどのような景観にしていっていいのかという合意形成を図るという形で、うまく運用していければと思っています。

○**六川委員** ただ、イメージはそうならない場合もありますね。何かいろいろ言われて、やりたいことが事業者側から言うときけないと。

○**西村部会長** ただ、景観アドバイザーの発言はどれぐらい拘束力を持つのでしょうか。アドバイザーだから無視していいのかとか。では、市の側が言うのもアドバイスなのか、アドバイザーが言うアドバイスとは、拘束力が違うのかとか、微妙な問題が出てくるような気がするのです。その辺はどうなのですか。

○**中野書記** 基本的には助言をいただくということで、拘束力があるというわけではない形で進めますけれども、創造的協議というものを景観条例で事業者の責務または行政の責務に定めていく中で、どれだけいい事前協議をして、その立地に合わせて、景観に配慮していくかということが、この条例の趣旨になりますので、拘束ではなくて、いいアドバイスをしていきながら、なるべくいい形にしていくという姿勢でやっていければと思っています。

○西村部会長 趣旨としてはもっとよくなると。建物の価値ももっと上がる。だから、趣旨としては、Win-Winの関係になるようなことをやるということでしょうね。

○中野書記 そうですね。

○西村部会長 だから、それが内部の人もうまく育っていくような、オンザジョブトレーニングではないけれども、そういう場面ともなるような、それこそ、創造的な扱い方が、運用ができればいいのではありません。下手すると、いろいろ調べていただいているけれども、私も幾つか関与していますけれども、本当に丸投げしているところもあれば、そうではないところもあるので、扱い方が非常にかかわってくるような気がしますね。

○中津委員 先ほどの佐々木委員の話で、すごく私は重要なことをまずは交通整理したほうがいいかなという気がしています。

ついでに言ってしまうと、私はある自治体の景観アドバイザーを3年間やらせていただいていますけれども、その中の問題点としては、いわゆるハード、ソフトと余り分けるのは好きではないのですが、一般的に言われるハードの専門家だけでやることに、私はすごく疑問を感じているのが一つあります。3年間やった結果、そう思っています。

ということの延長上に、この中で制度の概要の(4)で、アドバイザーを都市美対策審議会の委員とか、専門委員から選任するというふうに書いていますけれども、その辺はもう少しフレキシブルに、他の領域の方々、例えば、社会学とか、マーケティングとか、環境心理学とか、そういうような人たちもフレキシブルに入れるような制度にしたほうが、より横浜のこれからの景観を考えるのにいいチームが組めるのではないかなという気がしています。この審議会の委員から選ぶというのは、どうかなという気が、具体的なこととしては思います。

○中野書記 景観審査部会の方の議論では、公表している景観のガイドラインですとか、そういうところを十分熟知している人が事前協議をしていただくのが望ましいというご意見をいただいておりますので、少しスピード感を持って発足するときには、都市美審の委員、専門委員を中心に選任させていただいて、これは、「等」をつけておりますけれども、いろいろな状況、また、ケースを踏まえて、都市美対策審議会委員以外の方でも選任できる要綱ではありますので、多分、そういうケースにおいて、そういった工夫は今後の課題として、していけると思っているということが1点になります。

最初のご意見については、そもそも横浜が長く都市デザイン活動をしてきた実績を踏まえて、景観法に基づく景観条例の仕組みを議会の合意も得てつくったときの考え方自体が、都市美対策審議会の意見を聞きながら、創造的な協議をしていくと、それを公開で、透明性のある事前協議をするという形で、一つの仕組みを整備してきております。その仕組みの枠の中でいい事前協議をしていくという形で、きょうの提案をさせていただいておりますが、そもそも都市デザイン室を含め、市の中での専門性というものも非常に大切だと思っておりますので、これはどこまで努力できるか、合意形成ができるかというのは、引き続き内部でデザイン室を中心に努力して、研鑽を進めていきたいと思っております。

○国吉専門委員 私は中津先生のおっしゃるところは、当然だと思っておりますけれども、基本的にこの景観審査部会が機能を果たせば、それでいいと思うのです。そこはやはりきちんと制度上もなっていますから、そこにかけるのです。ただ、非常にかける内容も多くて複雑なので、事前に景観審査部会の人全員出かけて相手とやるのもなかなか足並みがそろわないということで、その意を酌んで、趣旨を酌んで、事前に市の担当のところと一緒に相手の方と協議するというので、結局そういうふうにしておけば、景観審査部会にすぐ、次の審査部会にスムーズにつなげることができるというようなことがあって、都市美対策審議会等に何らかの関係を持っている人のほうがつなぎやすいという側面はあると思うのです。ただ、おっしゃるような別の領域のことも必要に応じてプラスするというような、そちらの面が出てきたら、それはそれで加えるということになるのかなと。

私も横須賀などでも加わっておりますけれども、それも一部専門部会の領域のことが出てきた場合は、その都度、特別委員を入れてやったりしております。そんなことで、趣旨としては、余り大きく逸脱しようということではないと思うのですが、それがそういうふうに見えないようにということなのかなと思います。今までの方向と大きく方向転換するということではなくて、やはりよりサポートできるような体制をとろうということです。

○西村部会長 むしろ例えば景観審査部会の議論をもっと進化させるためには、もう少し前から、中のメンバーが議論に加わっていたほうがいいと。

○国吉専門委員 景観審査部会でなくてもいいのかもしれませんが。審議会のメンバーが理解している方がと

いうふうなことなのかなと思いました。

○中津委員 全体的な流れとしては、都市美対策審議会の中に景観審査部会があって、その出張所みたいな形でアドバイザーがあるというようなイメージだと思うのです。実際は都市美対策審議会というのは、アカウンタビリティ上必要な市民の目に近いような立ち位置だと思うのですけれども、景観アドバイザーというのは、もっともっとプラクティカルな部分だから、都市美審議会というのとは、全然、実際の動きとしては、立ち位置がもっと現場なのです。だから、これは実際、組織としてはつながっているのですけれども、制度上、書類の流れ上つながらざるを得ないだけであって、実際、そこでやっていることというのは、もう、全然切れていると考えたほうがいいのではないかという気がいつもしています。

そういう意味でも、何かこの景観審査部会の手おくれにならないように、出張して行ってやるのだというのとは少しポリシー上のイメージというのは違うのではないかという気がしています。

○西村部会長 つまりそれは、非公開だから、非公開の場で議論するのと、公開の場で議論する部会のあり方とはかなり違うということですか。

○中津委員 実際、具体的にアドバイスしていることというのは、例えばこの中の一つの自治体では、非常に細かいことをアドバイスということもやっているのです。

○国吉専門委員 そういうことになるかもしれないですね。

○中津委員 それも、根本的にこういう都市美対策審議会とは全く違う立ち位置かなという気がします。

○西村部会長 つけ加えると、その人がまた、景観審査部会のメンバーだと、その人だけプロジェクトをすごく詳しく知っているわけですね。だから、その審査部会の運用の仕方をうまく工夫しないと、その人が発言すると、ほかの人はもう聞くだけになってしまうということがあるわけですね。だから、まずはみんなで議論したほうがと。何かアドバイザーの人はずっと情報を提供してもらおうとか、何か運用の仕方を工夫しないと、その人だけは、非常に細かいことを何度もやっていたら、その人が発言すると、情報の持っている密度が全然違うので「じゃあ、お任せ」みたいになりますよね。その辺の運用の仕方をうまく工夫しないと、今のは、景観審査部会のメンバーが実際に景観アドバイザーをやるとしたらですけれども。

○佐々木委員 アドバイザー制度という名称も考え直したほうがいいのではないかと。本当に現場で、コンサルティング的な形をするような、一緒になっていいものをつくるための議論をするという、そういう職能を市が囑託してやるというようなものと、都市美審の景観審査部会の事前協議みたいなものも、確かに中津委員さんがおっしゃるとおり違うし。確固たるアドバイザーみたいなものをつくらなければ、それは、必ずしも都市美審の延長上とか事前協議とかというのとは違う立場で、第三者のほうがいいのかもしれないし。

でも、今までの話を伺っていると、都市美審の事前協議ということのスムーズにするためのある位置づけを出そうというのであれば、それはアドバイザーと呼ばないほうが場合によってはいいような気がするのです。要するに創造的協議の場を新たにつくると、そのメンバーにだれが入るかという話かなと。

○国吉専門委員 とりあえず都市美対策審議会に割と近い位置で、市の協議の窓口のお手伝いをするという立場です。だから、そこでやったのが、都市美対策審議会とは全く無関係の方がやると、そこでの協議の結果は何だったのかということに、逆にまたそこで都市美対策審議会から異議が出ると、それでまた崩れてしまうということも出てくるのかなというのがあるって、その辺、二重にやって、余計なことをもうしないほうがいいという。一発でやったほうがいいという話にまた戻ってしまう危険性があるかなと思います。

○中野書記 佐々木先生が2種類のお話をされたと思うのですけれども、コンサルティング的に、すごくディテールの設計調整はやはり内部専門家として、公表している制度にのっとって細かい点を詰めていくということは、これまでどおりやっていきます。または、特定景観形成行為に当たらないような調整は常に市がやっていますので、外装材から細かい窓枠のディテールというようなものは、市のほうでこれは当然やっていかななくてはいけないのかなと思っています。特に、今回の景観条例で、協議の方針を市が決めるときに、都市美対策審議会の意見を聴いて決めた上で協議していくという仕組みになっていますので、このアドバイザーについては、やはりそういう方向性が後からずれないように、大所高所からアドバイスしていただくという形で、お願いしたいと市としては思っています。こういうアドバイザーの制度の中に、他都市で取り組んでいるアドバイザーには、いろいろな種類があるのですけれども、横浜市としては、大きな方針なり、形態意匠みたいなものの方向性について助言をいただきたいということで、こういう形で今日は提案させていただいているということです。

○西村部会長 テクニカルなことではないと。もっと非常にマスターアーキテクト的なことを期待しているというわけですね。

○中野書記 そうですね。

○西村部会長 確かに、景観アドバイザーは、県でやっているのは、かなり実務的なことをやるというよりも、講演を依頼するリソースパーソンみたいな感じのところも結構ありますから。だから、同じ名前がいいのかどうかというのは、ややあるかもしれませんがね。

○佐々木委員 景観アドバイザーは、ちょっと手あかのついた言葉ですから。

○中津委員 横浜だからこそですね。実は、景観アドバイザーが都市美対策審議会とつながっているのが、つながってなくても、同じことが上の委員会で起きるとするのは事実だと思います。例えば、ここに関係している人がアドバイザーとして行って、いろいろなことをアドバイスした結果、出てきたものが、先ほど西村先生がおっしゃられたように、上の委員会でうまく着陸できないということもままある話です。

○中津委員 それを考えると、実は縁が切れているほうがいろいろな切磋琢磨をするような2つの組織になるというのは事実だと思います。

それよりもっと重要なことは、早め早めにいろいろなことを決めていくようなシステムになることのほうが全然重要で。基本的に景観アドバイザーは、私は賛成の立場ですけれども、その辺の交通整理の仕方というのは、いろいろな自治体のリサーチをされていると思うのですが、もう少しその辺を評価しながら検証したほうがいいのかないかなという気がしています。

○西村部会長 これは、もう一回フィードバックするぐらいの時間はあるのですか。もうないのですか。

○中野書記 基本的に、まずは立ち上げさせていただいて。

○西村部会長 まだ、だれを選ぶかなどはまだ先ですね。

○中野書記 そんなにかたい制度ではありませんので……

○西村部会長 ここまで行くのは、そんなになかなか出てこないのですね。

○中野書記 幾らでも膨らませる感じにしていくことは可能だという書き方でご提案させていただいていますので、基本的には、まず原則としては、こういうような考え方でスタートさせていただいて、いろいろな自治体の課題整理なども踏まえて、制度の改善は逐次速やかにしていくことをご了解いただければと。

○西村部会長 では、こうしましょうか。基本的に景観審査部会とどういうふうな関係を持つかというところは、今ちょっとまだ意見が分かれているので、もう少しその辺に関しては最後に詰めてもらい、それが要綱の文言としてどういうふうにかかわるかというところは検討が要るので、もしすぐにとということであれば、メールでも議論をしないといけません。

それから、もう一つは名称ですね。名称がこれでいいのかどうかというのもあるので、そこをもう一回判断してもらってやりとりをする。全体の大枠に関しては、そういう基本的な問題を含みけれども、作業としては、要綱作成準備を進めてもらう。そして、恐らくは、実際に使うのは、そんなにしょっちゅうあるようなものではないので、その中で本当に要綱は、もしどうしてももう少し変えないといけないということであれば、変えるということを含めて柔軟に対応できるのではないかと思います。その辺の議論を宿題としてやりながら、これそのものは先に進めてもらいます。それで、これはどういう形で、例えば、都市美対策審議会にかけたりとかという形になるわけですね。

○中野書記 今まず制度をつくるというのは、市の要綱になりますので、ものすごく単純化すれば、報償費が支払えるかどうかという位置付けになりますから、それは、つくらせていただいて、どういう場合で、どういうふうにという肉づけは、また、先生方の意見を聞きながら、運用していく中で、逐次改善していくという形にさせていただければと思います。

○西村部会長 来年度から、これの予算枠を取らないといけないということですか。

○中野書記 いや、それはもう今年の11月からでも、12月からでも立ち上げることができます。できれば、今回の新港地区の16街区でいろいろ景観部会からいただいている、速やかにいろいろ制度の改善、事前協議を拡充してほしいという意見に答えていくためには、我々としては、まず速やかにそういったものを一歩一歩、12月からでもつくって、ほかに同様な案件があれば対応していきたいという形はとっていけるかと思えます。

○西村部会長 なるほど、そういう要請もあるというわけですね。でも、その名称などは今決めないと、大分基本的に手あかがついていていけないのかとか、手あかがついていてもいいのではないのかとか、いろいろ全然立場が違っていると決めたことにならないのですけれども、どうしましょう。メールでやりますか。もしここで部会が決めて、もう一回審議会にかける必要があるのですか。

○中野書記 いや、市の内部決裁でできてしまいます。

○佐々木委員 一応、お話ししたほうがいいのではないですか。

○西村部会長 審議会はやれと言われていたから、やっているわけだから、その意味で言うと、やったとい

うことを事後でもいいから、報告すればいいという形になっていると。

○中野書記 細かい、今日の宿題については、いろいろまた整理させていただいて、個別にご説明させていただくか、次の機会でご報告させていただくという形で、順次スタートさせていただければと思います。

○国吉専門委員 手あかのついていない名前の候補を何か。

○西村部会長 名前はありますか。マスターアーキテクトではだめですか。アーキテクトだけではないのですね。

○国吉専門委員 だから、メールでもちょっと候補を挙げて、最終的には部会長のところに一任……

○西村部会長 一任していただくにしても、もう少し何かアイデアをもらったほうがいいのではないのでしょうか。マスターアーキテクトではだめですか。

○国吉専門委員 何か創造的なのかという。

○西村部会長 創造的アドバイザーではなくて、何かそういうものですか。これは、アドバイスは事業者にするのですね。それとも、窓口である都市デザイン室の担当に対してやるのですか、両方ですか。それによってもスタンスが違うのですね。

○中野書記 基本的には事業者ですね。

○西村部会長 事業者に対して直接やる。

○六川委員 内部的ないろいろなイメージの問題があると思うのですけれども、事業者がやはりわかりやすいような名称にと私は思うのです。

○西村部会長 そうですね。余り難しくしてしまうと、何なのだろうと。

○六川委員 そうです。「何なんだ」ということにもなるし、基本的には、助言を与えると、都市美対策審議会の本会議の前にいろいろ、例えば、この地区はこういう制限があるのだとか、こういう高さのものは問題があるのだということについて、事前協議をします。そのアドバイスをすることですから、いろいろ内部的な問題はあるかもしれないけれども、こういう名称で私はいいいのではないのかと思って。これに変わる名称が果たしてあるのかなというのもなかなか大変な。

○西村部会長 対外的に何をやっている人かわかりにくくなりますね。

○中津委員 アドバイザーというフレーズはいいのですけれども、景観と言った瞬間に、建築だけだと思われるのですね。だから、何とかアドバイザーという、何とかの部分を変えるべきではないかなというのは、常日ごろ思うところです。何かもう少し、それによってまちの賑わいが活性化されるとか、高齢者に優しくなるとか、子どもがどうのとか、何かそういうことをもう包括して景観だというふうなことにしたほうがいいかなと、個人的には思っているのですけれども。

○西村部会長 一応景観審査部会で景観を使っているのだから、そこまでやっているのではないですか。

○中津委員 それはそうなのですから、一般市民から見て、特にデザイナーから見て、景観……

○佐々木委員 だから、外観パースだけで、平面図の中が真っ白のものが出てきたりとかということになるのです。

○中津委員 実際、そういうことがまま起きるのでですね。

○六川委員 そうしたら、例えばまちづくりアドバイザーとかね。

○中津委員 そのほうが全然、近いと言えば近いような気がします。

○西村部会長 市の中にあるのではないですか。

○六川委員 他都市にあるのは。

○中村係長 まちづくりコーディネーターというのがあります。

○西村部会長 景観まちづくりアドバイザー。でも何かそうやると、住民参加で何かやりましょうみたいなことをやっているように思えてしまいますね。でも、もう少しハードな話でしょう。都市景観アドバイザー。わかりました。それぞれにメールでも少しご意見をいただいて、最終的には、部会長に一任させていただけるならば、これで最終的になのですから、よろしいでしょうか。

〔了承〕

ア 景観制度の拡充について

・(仮称)横浜市公共事業の景観ガイドラインについて(審議)

市が資料に基づいて説明を行った。

○西村部会長 スケジュールというのは、資料にあるように、今年度に素案ができて、来年度に実際のものを策定するということですね。ですので、もう少し間があるので、また議論ができますが、今の段階ではいかがでしょうか。

○佐々木委員 イメージとして、何ページぐらいのものをイメージしているのですか。

○中村係長 国から出ているガイドラインだと34ページぐらいのもの、あと、神奈川県が出しているものは、様式などもついていますが、70何ページというものがあります。ここまでいくかというのはあるのですが、様式とか具体的なものを入れると、ある程度のボリュームが出てきてしまうかなとは思いますが、実際のものと、あとは概要版というか、本文とそれを概要だけに絞った薄いものというようなものでつくっていただけたらどうかとは考えております。

○西村部会長 関連で聞くと、例えば、神奈川県がつくっているのですけれども、これと違いたいなものは出てくるのですか。横浜市は違った何となく特徴があるみたいになるのですか。

○中村係長 基本的に、公共事業と言っていますが、景観法で公共施設と言っているのは、道路とか、公園とか、港湾などで、建築物は入っていないのです。神奈川県ガイドラインも建築物については、書いていないです。ですので、横浜市バージョンということで、建築物も対象にしていきたいということです。

○国吉専門委員 多分、実際は個別の状況が違うから、幾ら書いてもそれは使い物にならないというのが多く出てくると思うので、余り書き切らないほうがいいみたいなどころがあるのです。多分、公共施設も重要な景観を構成する要素で、留意してくださいということをちゃんと知らしめるためにもちゃんとつくっていくと言いますか、多分、まずはそういうことなのだろうと。今まで民間の建築を中心に協議をなされてきているわけですが、それ以外のことは案外重要なところが抜けていたりするので、それをそうならないように、重要なところでは、何かちゃんと協議にのっていただけるような具体をつくると、そういうことのために必要なかなというふうに、事務局は考えているのではないかなと私は勝手に推測したのです。

○塚田書記 前々回の1月時点で、考え方については、お話しさせていただいて、各委員の方々にポイント的に伺っております。基本的には、景観法ができたときに、こういうガイドラインが必要だということの意見を受けた中で、その後、神奈川県では、平成19年につくられましたけれども、実際、通知が昨年平成23年6月に国のほうから来ております。その資料も都市整備に関する事業ということでつけておりますけれども、こういう中にも基本的な考え方とか、景観に関するポイントを表現したものでして、意外に新しい景観法の形成については、わからない部分がとかくありますので、各事業を進めていく上で、いろいろな事業がありますけれども、特に公共施設というのは非常に重要な内容なので、やはり景観の十分わかりやすいような進め方をこういうガイドラインを使って詰めていったらどうかと思っております。

特に、横浜市のほうで、これまでやってきた事例だとか、写真とか、または既存のガイドラインというものを入れ込みながら、また、対象の施設の動きをとらえながら、取りまとめていったらと思っております。ある程度の構成と、大枠の素案ができましたところで、各部署のほうとヒアリングをしながら、詰めていきたいと思っております。実際の運用については、チェックシートで使われた形で済むものと、ある程度大規模なものについては、場合によっては、都市美審にお伺いを立てるといったものになるかもしれません。そういう手続の詰めも今後進めていきたいと思っております。

○西村部会長 わからないので聞くのですけれども、現実には、今までもこういう公共事業に関してもいろいろ口は出してきたわけですね。それと、これで何か大きく変わることがあるのですか。出す書類が今まで出さなくてよかった書類を書かないといけないというところが違うというぐらいですか。

○中野書記 多分、都市デザイン室は長い40年の実績を去年まとめましたけれども、この都市美対策審議会でも高速道路ですとか、JRの高架の景観的な配慮ですとか、逐次、重要なものについては、助言をして、事業に反映していくというようなやり方が横浜のスタイルだったのです。実際には、こういった大規模な公共事業についても、そういったことの実績がありますので、それらを踏まえて、国もこういったガイドラインをつくる必要があるということで、これまでのことも踏まえた、まず整理をした上で、今後、こういう事業をやる時には、一緒にぜひ考えていきたいと思いますという姿勢を示せばいいのかなと思っております。

○西村部会長 いや、聞きたいのは、今までやってきたこととほぼ同じなのか、それとも、これをやるともって何か細かい事業までどこか情報が来たり、もう少し仕事の幅が広がったり、細かいことになるのか。それとも、やはりある意味、非常に大きな事業を選んでやるという意味では、余り変わらないのか。でも、いろいろな書類を出させるので、やる側とすれば、書類は今までつくらなくてよかった書類がふえますね。その意味で、その段階で情報が収集されることは意味があるのかとか、何かその辺で変わるのか。これをやると、何がどう変わるのかというのは。

○中野書記 まず、手続的には、この4章で示しているような景観施策に関連した手続き、この都心部で景観重要公共施設になっているようなものについては、都市美対策審議会で審議した上で、横浜公園をこういう公共施設にするとか、既に決めてありますので、ここの中で行われることについては、いろいろ法令上の手続というものをとっていただくということは、既にやっていることとしてございます。

それ以外で大切だと思いますのは、その他のところになりますけれども、一般的にどういふことを配慮したらいいのかということについて、今、あいまいになっていますので、そういったものを公表して、必要に応じて協議・サポートしていくということを明確にできればということです。

○西村部会長 それは記録に残る形で、進められるのは今までないと。

○中野書記 難しい手続をとる必要があるというよりは、チェックシートのようなものを参考にさせていただいて、お互いに予算やスケジュールの中で、この点は工夫できるのだけれども、どうしたらいいのかという相談を受けられれば、この段階であれば、こういうことをしてみたらいいのではないかとということが、お互いに話し合いができるということですから、それを目指していければということです。

○国吉専門委員 今までやってきたとか、いろいろなやり方がある、みなとみらいだと、みなとみらいの公共施設デザイン調整会議みたいなのがあって。そういった、今まで地区としてやってきたところは、景観ガイドラインの中にもある程度は書いてあるのですよね。それは、その側面から申し入れをすることはできるのですが、先ほどの図にあったような、郊外部でふっと公共施設が出てきたときに、それについては、余りにされていなかったというのがあります。その辺についても、重要なものについては、何らかのやはりアクションを起こしやすいうようにしておくというのも、これから大事になるのかということが、一番大きいのではないかなと思います。

地区として組織的に、商店街と一緒にやってきたところは、もう事業者の方も結構わかっているわけですが、公共施設側もわかっているところがあるのですが、郊外などは、余りにせず、ここは地区としての考え方がないというときに、ぼつと気がついたときは、相当もう計画案が詰まっていたとか、そういう状況が出てくるとか、そういうところに必要に応じて、対応をするというの、重視しているのではないかなと思います。

○佐々木委員 具体的に言うとどういうものですか。学校とか。

○中野書記 例えば、この前佐々木先生と一緒にやらせていただいた、保土ヶ谷宿のようなものは、基本は道路が事業で、都市計画で拡幅していく。それはそれで、単に道路機能で拡幅していくということだけに着目すれば、事業は推進されてしまうのですが、やはり、歴史的な街並の中で拡幅していくときに、どういふことを配慮していくのかということデザイン室にも相談していただいて、景観ですとか、そこにある歴史的な資産とか、土木産業遺構みたいなものうまく活用しながら、いい道路事業をしていきませんかというようなことを提案して、専門家にも入っていただくような検討委員会を設置して、計画をつくっていくというようなことをよくデザイン室でやっていくわけです。そういうようなものの先の取っかかりにもなるような、基本的に、やはり歴史的な資産やそういったものを大切にしていふ必要があるということ、こういうところで明確にして、理解を求めるといふことができれば、この後は、結構事業化に向けてスムーズに進めていけるのではないかなと思います。

○佐々木委員 ないよりはあったほうがいいという感じですが、これは結局つくるのは大変で、国が出している道路のガイドラインをつくって、それから後は、景観法ができる前から中部地区は割といろいろやっていたので、チェックシートやら何やらいっぱいつくってきたのです。結構大変なのだけれども使われていないとか。一番いいのは、景観アドバイザーに相談することと、都市デザイン室に相談することと、公共施設であれば、有限なので、全部とにかく窓口へ持ってこいと書いておいて、それでもうよしではないかと思うのです。あとは、国のものとか、県のものとか、いろいろあって、公共建築物についてないというお話があって、これは確かにそうですが、これは、例えば、大きい病院なのか、学校なのか、小さな公民館なのかで、全然違うので、ガイドラインのつくりようもないですね。

フローのところ、まず都市デザイン室に持ってこいと書いておけば、それでいいかなと。

○中野書記 第4章ですね。

○佐々木委員 そうです。それであとは、ではこれを見ておいて、これ見ておいてねというのを、既存のものを担当者にも渡して。

ただ、横浜の中でこれだけこういうものを作って、事例集はあるといいと思うのです。事例集について言うと、国が既に規範事例集というのをつくっていて、道路、河川、公園、港その他について、規範事例集というのが出ているのです。国総研がつくったものです。だから、全国レベルのものはある程度あるので、横

浜市の中の事例集というのは、意味があると思うし、チェックシートというのは、非常にフローをこの段階でこれを見ておいて、この段階でと、それはいいのですけれども、あとは大変な割には。そのエネルギーをもっと別のところに使ったほうがいいのではないかと。

○中野書記 県の手引きもありますし、第2章、第3章は国も含めて、日本語が並んでいるような形になっているのですけれども、デザイン室としても非常に重要なのは第4章で、初期のお互いに事業計画なりを教えていただいて、先ほどのアドバイザーと一緒にすけれども、どれだけ早い段階から景観に配慮したような工夫をお互いに話し合っているかが、このガイドラインをつくる大きなポイントだと思っていますし、今、佐々木先生がおっしゃられたここが大切だということは十分認識した上で、力の入れ方も工夫してつくっていただければと思っています。

○西村部会長 そうですね。事例と手続にね。そうしないと、つくるところで終わってしまって、達成感があって、何も使っていないようなところは結構ありますからね。

○中津委員 それともう一つ、先ほど、国吉委員が言われたように、郊外部分だったりとか、みなとみらいとか、そういう中心部ではないところの話というのを考えるときに、例えば、京浜臨海であれば、川崎との関係だったりとか、世界遺産を目指している鎌倉と金沢区の関係だったりとか、隣接する自治体との連携ということも、もっと何かシステム上で協議の窓口としてどう考えるかということをもっと考えたほうがいいという気がしています。

今、神奈川県の見せてもらって、実は初めて見たのですけれども、これは何か大学の教科書で配れるぐらいよくできていて、かなり意図的に横浜の部分の載せていないというか。何かもう少し県がこれは1課になって、横浜市が2課になるような、そういうつなぎ方を、遠景、中景、近景とか、これは、本当に教科書にすぐなるなと思って見ていました。こういうものとの連携というの、もう少し考えると、もしつくるとしたら、非常に作業的には無駄がないと同時に将来的にいろいろな業者が設計する人たちがいろいろな協議に回るときも、もう少しそういうところでスムーズにどこまではこちら、どこからはこちらというのがわかるような、そういう行政のヒエラルキーと言うべきかどうかはちょっとよくわからないのですけれども、そういうものと、こういうつくるものがうまくつながっていたほうが設計する人はパラレルで見ざるを得ないことが多いので、その辺も考えたほうがいいかなという気がします。

○中野書記 今日、あえて、この県の手引きをお配りしているのも、横浜市は県内にありますし、既にこういうものもあった上で、どういうところを工夫していくかということだと思いますので、特に、どう連携して整合性をとっていくのかというのは非常に重要だという前提でつくっていただければと思っています。

○中津委員 それはわかりやすいと思います。県と横浜市はわかりやすいですけれども、例えば、川崎市と横浜市とか、鎌倉と横浜市とかとなった瞬間にいろいろな問題が出てくるのが予測できますので、やはり景観ととらえるときは、非常にそういうものも重要なと思います。

○国吉専門委員 神奈川県は、非常にいろいろな景観をやっている都道府県の中でも非常にユニークだと私は見えています。景観条例をつくる時に私は委員に入っていたのですけれども、基本的には、県は何もやりませんよと。各自治体がどんどん景観行政団体になって。東京都は東京都の言うとおりにやらないと認定しない。神奈川県はどんどん認定しますから、どんどんやってくださいと。それで、県はもうほとんどやることはありませんからということで。それでも、そうではないでしょうと言って、それこそ、中津さんがおっしゃったようなつなぎのデザインとか、自治体をまたぐような大きな緑の県全体の熟成とかそういうところで、やはり県が果たすべきところはあるのではないですかということで、そういうところをメインに打ち出していくと、それは県の役割というものがすごくそこで出てきていいなと思ったのですけれども、その辺は余り話されていないのです。だから、他の自治体とつなぎのデザインというのは、これから大事になってくると思います。それは、横浜市が全部の都市に働きかけてやっていくか、県がやはり間に入るのかによって違うのですけれども。

○中津委員 急に県に何かやってくれと言っても無理そうな雰囲気なので、そうだろうということは、私は何となくニュアンスは予測していましたが。であれば、公共事業の話の議論だとは思っているのですけれども、特に京浜臨海とか、あの辺というのは、公共的なところも少ない中でどんどんいろいろ手が入ってくると思うのですけれども、ああいうところのことを踏まえて、せめて公共事業に関しては、もう少し周りとの連携をとるような修正をしていったらいいかなと思います。

○国吉専門委員 それは何か入れておくといいですね。

○西村部会長 この中にも周辺の自治体との関係というのは書けるでしょうし、恐らく広域調整をどういう形で進めるかというのは、微妙なところがあって、県にお願いしますというのも政令市としては変な感じだ

し。何か横のつながりみたいな、政令市の景観会議みたいなものはありますね。ああいうところで、例えば、川崎さんとの調整とかが、何か窓口的なものはできるのですか。もう少し自立的に、広域連合ではないけれども、何かされるほうが、今の神奈川県のスタンスからいくといいのかなという感じがするのです。神奈川県にお願いしますというのではちょっと。

○塚田書記 協議会という形ですが、景観に関する県や市町村を含めて持っておりますので、こういったことについても、話ができますし、いろいろお互い連携できるかなと思っております。

○西村部会長 特に先ほどあった京浜臨海とか、山をはさんで両側が違うところで、一つのやはり緑を大事にするみたいな計画を調整していくと。自治体はやはりそれなりに自立していないといけないから、何かほかのところに調整を任せるといっても、やはり一つなかなか難しい部分があると思うのです。ただ、やはりどこかで全然、矛盾したものにならないような工夫みたいなものが必要と思うのです。

○六川委員 単純な質問ですけども、公共事業だから、事前に市に情報は入るのですよね。そうでもないのですか。

○中野書記 公共事業という意味では、いろいろな部局が予算をつけて事業をしていきますので、市としてやることについては、市はもう当然承知しながら事業化するわけです。ただ、必ずしも全部、例えば、都市デザイン室に相談しなければいけないということは当然ありませんから、逐次必要なものの情報を集めて調整をしているというのが、今の現状です。

○六川委員 だから、佐々木先生がおっしゃったように、そういう意味で言うと、都市デザイン室に情報が入るようにしておけば済む話かなと、私は思うのです。

○西村部会長 だから、書類を書くようになっていて、その書類が来るということで、今度から確実にある段階に入ることなのでしょうね。今のところ、なかなか手続的には、マストの手続はないと思うのです。

○六川委員 初期のころのデザイン室は、以前はそういう流れが多分あったのだと思うのです。大分、細分化してしまったということもあると思うのですけれども、もう1回それをまとめるということと、これについては、基本的に公共事業ということで、景観ガイドラインがあってもいいと思います。これは、民間レベルでも活用できるようなガイドラインになっていくと、さらに発展的かなと思います。

○中野書記 ぜひそのようにつくっていただければと思います。

○塚田書記 昨今の例で、世界遺産を鎌倉のほうで進めているところがありますけれども、景観に関することも含めて、県とか鎌倉、横浜市、逗子市も含めて、特に横浜の場合ですと、絡むのは、朝夷奈のところがありますので、その辺も含めて具体的に動いているところがあります。

○西村部会長 わかりました。今のいただいたご意見で、一つの広域調整のような問題をもう少し書き込んでもらうのと、それから、3章、4章あたりの独自の市の今までやってこられた実績みたいなものをうまく出すような事例集の部分と、手続のところを力を入れてもらって、ほかのところはいろいろなものがあるので、うまく活用してもらえて、めり張りをつけてもらったほうがいいのではないかと。それから、これをこれにとどまらないで、もう少し民間のところにも使えるような仕組みとか、情報が入ってくる仕組みみたいなものにも工夫をしてほしいという意見がありましたので、こういうことをもう1回参考にしていただいて、また、練ってもう次の段階で出てくるのですね。ですから、次の段階でもう1回、次のバージョンで議論したいと思います。

イ 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（審議）

市が資料に基づいて説明を行った。

○西村部会長 ありがとうございます。一番最後にありますように、こういうふうな制度改正を今年度中に行って、来年度に条例をつくりたいということであります。骨子の一番メインのところは、15 ページ等の今後の施策についてということです。特に、1)にある、特定景観形成歴史的建造物制度の創設ということです。この文章そのものは、それを公にするようなものとして、説明をするためにつくるので、これが、例えばパブリックコメントなどのときには出てくるようなものですか。

○長谷川係長 そうです。

○西村部会長 ということで、これに関しては今後のスケジュールから言って、こういうものをこの方向で行くということでご審議をお願いしたいということです。これは、前回は議論がありましたように、神戸で

できた条例を横浜でもやりたいと。ご承知のように建築基準法の3条適用除外というのがうたわれていて、その1項で何を除外するかというのがうたわれているのですけれども、もともと国指定の文化財だけだったのです。それが、市町村や道府県が条例で決めている文化財に広がって、なおかつ、条例で決めていけば、文化財でなくても広がっていくというふうに、適用除外の範囲が広がっているのです。それを受けて、ある程度一定の建物を想定しながら、ここでなるべく急いでつくろうというのが背景だというのは、前回ご説明があったとおりです。

○中津委員 これは直接、パブコメに出すような資料ということで、いろいろと考えてつくられたと思うのですけれども、パブリックに出さないレベルの話で、今までこういうものがちゃんとできていなかったために、何か問題になったこととか、何かもう少しこうしておけばよかったみたいな過去の事例というのはあるわけですか。

○長谷川係長 現状では、建築上の適用除外をするためには、逆に言うと、文化財にせざるを得ないという状況がありまして、活用する際には、かなり制約を受けているということで、所有者の方がそこを苦勞されます。あるいは、そこを避けたいがために、文化財の指定は受けずに、逆に取り壊されることもありえます。

○中津委員 だから、そういう事例というのはどういうものがあるかを知りたかったのですけれども。

○西村部会長 これで壊されてしまった事例では何があるのでしょうか。

○中津委員 そうです。数えられないぐらいあるということですか。

○中野書記 少なくとも、松坂屋が認定制度で残せなかったということがこの制度設計の基本ですので、市民からは非常に残してほしいという声をいただきながら、要綱で認定をしていて、相手もいろいろな事情があって、当初同意していたけれども、事情が変更して壊したいということについてとめることができなかったという、その反省に立って、こういったご討議をしているということです。

○西村部会長 だから、背景として前だったら、インセンティブで床をあげるから、残してくれと言えたのに、床がそんなに要らないという話になってくると、別のインセンティブがね。

○中津委員 そういう事例が例えば、松坂屋の場合は、こういう問題があって、こうしておけばよかったとか、別の場合は、こういう問題があってこうしておけばと、何かそういうリストがあったほうが、こういうものは検討がしやすいかなという気がしています。

○国吉専門委員 赤レンガ倉庫は、文化財指定をしていないのです。それで、認定歴史的建造物にしているのです。人によると、外観をしっかりと維持したのだけれども、内部の壁を壊しすぎたというふうなご意見も歴史系の人からは言われるわけです。しかし、商業施設として、動線確保とか、やはり壁の開放部はこれだけ開けなければ持たないという、そういういろいろな制約を突破するためには、やはりある程度大きい壁面を解体するというのもやむを得なかった。ただし、文化財を指定されてしまうと、今度は商業施設として今度成り立たないからということもあったりして、その辺の両面があるのですけれども、文化財としての価値も大事にしながら、商業施設としても生きるような、そういうもっと別の道もあったのかもしれないと思います。一方的に、現在のいろいろな制約を全部背負ってしまうというようなことで、対応せざるを得なかったところはあると思います。ですから、一応残ってはいるのですけれども、残し方もいろいろ本当はあったのだろうというふうに思います。

○佐々木委員 この前にも少し話したことにつながりますが、要は関内にあるような、割と今見ると普通のビルだけれども、使い続けていると多分価値がもう既にあるだろうし。そこをぜひ、折り込んでいただけるような話の一つあります。

それとあと、この制度はとても前向きでいいと思うし、いろいろな支援の幅が16ページぐらいから出ているのは、非常に魅力的です。例えば、本当に1万円、2万円というお金だったら寄附していいよというようなものを広く受け取るためのファンドをちゃんとつくっていただければ、これから地域のために地域の人がちょっとずつ直接的にお金とか労力を出して守っていくという活動を広げられて、非常にありがたいと思います。ぜひ、それがボランティアだけれども、こういうことで、これを仕事にできる。歴史的なものを守っていくことを、例えばNPOであったり、小さなスモールビジネスでもいいのだけれども、地域でそれを仕事にできるような若い人とか、まちの人たちをエンカレッジしていくことになるととても地域のための職場であり、仕事の内容でやはり変わってくると思うので、ぜひそこが出てくるといいなと。

そのためには、やはりもう少しすそ野を広げていくという、普通のビルだけれども、普通の何かレストランだけれども、こだわりがあってずっと残していきたい。それをメンテしたり、維持していくための活動を支援する。そこができると非常にいいなと思うので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○六川委員 この制度は、私はすごくいいと思うのだけれども、事業者がこれを活用しようと思うかどうか

ということと、事業者がメリットを感じるかどうか。そういった意味で言うと、事業者から見たボーナスとか、あるいはメリットとかをもう少し明確にしたほうが良いのではないかと思うのです。

それから、最近、こういう古い建物というのは、特に耐震問題というのがあって、耐震問題を補強して入れていくと、かなり制限されるわけです。確か、赤レンガ倉庫もそういう問題があったと思うのです。それで、特に民間で活用しようという形になると、例えば商業施設を入れるなどという場合には、非常に制約を受けるので、その辺は、建築基準法とはかかわりのないよとは言っても、その部分はまた別途あるのではないのかなと思うのです。

○西村部会長 今のご意見を受けると、これは、行政がやろうとする立場でやっているから、公平性を保つためとか、安全性とか、建築基準法は適用除外するけれども、何でもやれるわけではないので、その辺でいろいろなものを、バリアをクリアしながらやっていくみたいな制度になっているわけです。それを全部書いてあるので、これはこれとしていいのですけれども、使う側として、「Q&A」ではないですけれども、こんなことはどうなのかとか、耐震基準とか言われたので、それは大丈夫なのかとか、では、全部が全部緩められるのかとか、いろいろな用途だとか、では、建ぺい率とか、容積率がどうなるのかとか、いろいろな状況があると思うのです。それに対する何かユーザー側から見たようなクエスチョンに答えていくみたいなものがあると、すごくイメージがつかみやすいのではないかということではないでしょうか。

○六川委員 そういうことです。

○西村部会長 そういうことが、これとセットで何かあると、わかりやすいと思います。これだけ見て、今のユーザーに全部わかれと言っても、なかなかつらいものがありますね。

○長谷川係長 今後、パブリックコメント等を行っていく際には、これとは別に、市民向け、あるいは事業者向けの、所有者向けの概要版などもつくっていくことになるかと思っておりますので、その中で今いただいたようなご意見を含めて、できるだけわかりやすく、特にメリットをどう感じていただけるかというのは、ポイントになってくるかなと思っております。

○中津委員 メリットというのも、多分、地域によって価値観が違うわけですよね。これは、資料でないなと思ったのは、横浜市内にどういうふうに分布しているかというのがわからなくて。中心市街地にはいっぱいあるのでしょうかけれども、もう少し郊外のほうはどうなっているのかというのがわからないのです。それで、そういうところには、そういうところの価値観があるだろうし、そういうところをどういうふうに掘り起こして、先ほど佐々木委員が言っておられたようなコミュニティビジネス的なもの、地域の人たちが地域で新しいビジネスとして回していくことも視野に入れながら、これは、どれを残すべきかということと、それと当然、それぞれの持ち主さんが、六川委員がおっしゃったように事業として採算を感じ取っていくかということ、それも全部、この中心市街地と郊外とで全然動きが違うと思うのです。

それで、やはりみんなどんどん郊外に住んでいる人は中心市街地に引っ越したくなるようなものではなくて、その地域で生まれた人はそちらで何かビジネスを起こしながらというような。何かそういう啓発も兼ねてやるならば、本当は、もう少し教育委員会などとタイアップしながら、そこの学習が何かでそれを掘り起こすことをやって、それを組み上げて制度として認定していくようなことで。そういう子どもから大人まで巻き込むような地域のアクティビティに育てるようなことと、同時にマーケティング上ちゃんと成立するようなものというのがいいのかなという気がします。

○長谷川係長 おっしゃられましたように、分布で言えば、特に西洋館や近代建築は都心部に集中してしまっていて、郊外部と言われるエリアは神社ですとか、古民家が分散してあるような状況にはございます。

学校との連携は、なかなか学校のほうもいろいろ事情があるので、簡単には進まないと思っていますけれども、学校、あるいは地元の方が見てまずわかるようなガイドブックをうまくつくって、そうした取組につなげていきたいと考えております。今後、そのあたりは、今日のご意見も含めて、いろいろな形で検討していきたいと思っています。

○佐々木委員 これももう少し先の話になるのかもしれないのですが、ここのところ、全国的にいわゆる校舎の取り壊しの事例がいろいろ報道されるのが非常に気になっています。近代建築として価値があるものが壊されるという話と、そこまでいかないにしても、要は地域に何十年とずっとあって、たくさんの卒業生を出していった校舎が、耐震と言う言葉の前に、みんな次々と壊れていくという。とても難しい問題ではあると思うのですが、やはりそこにずっと校舎があり続けるということは、地域の人たちにとって、ものすごく大事な意味を持つので、特に学校建築に関しては、所有者が限定されて意外と外から言いづらいですね。でも、公共的な価値は物すごくあるので、何かそこを少し視野に入れたような方策というものも、どこかで考えていただけるとありがたいなという気がします。

何の変哲もなく、ずっとそこにあった校舎が何十年かあるというのは、意味があると思います。

○長谷川係長 そういう意味では、学校とうまく連携して、やはり地域の中で、ある建物がどういう意味を持つかということが、歴史を生かしたまちづくりの一つのコアでもありますので、そういったことを踏まえて、今後作業を進めていくときに、どういうふうに具体的に進めていって、今言ったようなことも含めてできるかどうかというのは、やはり念頭に置いて、やっていきたいと思います。

○佐々木委員 今の耐震補強の仕方いろいろ診断をする考え方によって、いろいろできる多様性があるのだけれども、つつい子どもたちの学ぶ場所だから、全部壊して新しいほうが安全だというふうに行きがちなので、そのあたりですね。

○西村部会長 そうですね。重要ですね。駅とか、みんなが使うものですね。

確認なのですが、これは基本的には、景観なので、外観と一部内部と書いてあるのですが、やはりどこまでが外観なのか、見えないところはどうかとか、増築された部分との関係はどうかとか、でも、一つの建物として、一応、適用除外になるので、現実的にはやはり、どこは適用除外だけれども、どこの増築部分は適用するとか、何かその辺の細かい仕分けが必要になってくると思うので、それはもうテクニカルですが、工夫してもらいたいと思います。

○長谷川係長 保存活用計画をつくる際に、そういった仕分けをすることになります。

○西村部会長 それで、やってもらおうと。

○長谷川係長 その上で、建築審査会に、この部分については適用除外だということで諮ることになると思いますので、そういった形での整理を実際にはしていきたいと思います。

○国吉専門委員 もう一つ、鎌倉の話などもあるので、地域の個別の建築以外に、地域によって、このあたりだと日本大通り周辺などもずっと昔から話題になっているわけで、ゾーンの何か位置づけみたいなものが、少しソフトでもいいですから、わかりやすくするみたいな仕掛けをぜひ今後展開をしてほしい。公共事業などをやる時も、そういうことを意識してやるべき地区と、わかりやすいようなものも、この際に少し気にしてもらえればと思います。

○西村部会長 ゾーンの中では、判断基準を少し、非常に重要なゾーンだったら、もう少しいろいろなものを拾うみたいな感じのものがあったらいいという。

○国吉専門委員 ですから、例えば、称名寺と朝比奈の間は、もう市街化されているわけですね。その辺について、何か、その趣旨を生かして、本体と、多少でも、イメージが残っているものをつなぐような仕掛けみたいなものが何かできるような、そういうものも必要なのかなと思います。

○西村部会長 そうですね。つまり、文化財で言うと、文化財的価値だから、単体の価値で言うけれども、もう少し地域の文脈としての価値みたいなものがあるとすれば、そういう中でこういうものを選ぶときの工夫ということでしょうか。

○国吉専門委員 はい。

○長谷川係長 制度的には関内地区の景観計画は歴史的建造物も全部プロットして、いろいろな協議に活用していますが、今、国吉委員からご指摘があったあたりは、最後の23ページに書いていますけれども、アクションプランみたいな形である程度そういうエリア別なども含めて、方針や方向性を整理する中で、今あったようなエリアがあれば、もう少し深掘りをするとか、そういった展開は考えていきたいです。

○中野書記 歴史を生かしたまちづくりでも、建造物についての保全の制度拡充の話と、まちづくりとして、歴史性や世界遺産などにおいても、どうそういったらしさを出していくのかということも、あわせて都市デザイン室がやっていきたいと思うので、この後の都市デザインビジョンのほうでも、国吉委員の意見を反映しながら、今後まとめていければと思います。

○西村部会長 そうですね。それはデザインビジョンに近い話かもしれないですね。

それでは、ここで提案されているような制度を導入するというので、ご了解いただけますでしょうか。

〔了承〕

○西村部会長 ありがとうございます。では、その方向で進めてください。

ウ (仮称) 横浜市都市デザインビジョンについて (審議)

市が資料に基づき説明を行った。

○西村部会長 ありがとうございます。このビジョンというのは、今後のメインのところは、A3の紙で

見ると、今後の展開というところと、それに対してどういう仕組みをつくっていくかというところがポイントということですね。

○佐々木委員 すごく大きく変わっているのは、1971年のときというのは都市デザインで、やはり都市を見ていたと思うのです。でも、この30年、40年の間で大きくなっているのは、都市を支えている非都市というものとセットで考えなければ、どちらも成り立たなくなっているということなのです。極端に言えば、例えば、農地の問題とか、水源の緑の問題とか、あるいは、水面というのも、ただそこに行く気持ちいいというのではなくて、水面そのものがあるという、何か命を支えるために必要な空間のデザインの話で、この都市デザインのビジョンの中に何か一つ柱として入れることができないのかなと思います。

段階的にやはり、地域の地形や植生とか、海とか川とか入っているのだけれども、これのときの7つの目標の中に入っているのは、どうしても都市にいる人間がアメニティという形でのまなざしで見えていますね。都市そのものという人間の生活の場を支えているものとしてというスタンスが変わってきているような気がするのです。この7つの目標の再編までではないですが、その視点が入ることは一つ、私は今、重要なのかなという気がします。

○六川委員 ぜひ観光という言葉もどこに入らないのかなと。例えば、都市デザインを通じて、観光都市横浜の魅力を醸成するとか、例えばそのような言い回しの一つにくくりになるのか、これは全体的に言えばそういう形になると思うのですけれども、例えば、香港あたりに行くと、どんどん建物が建っています。そういう意味では、楽しい、そのような感じもあります。もちろん、今おっしゃったように、郊外部もいろいろなものがあるわけですから、何か観光都市横浜の魅力を、都市デザインを通じて担保するみたいなイメージが欲しいなと思います。

○中津委員 私は守備範囲的に言うと、実はオープンスペースです。2つ目の守備範囲から行くと、人間とか、子どもなのですが、人口減少、少子高齢化と、どこのまちもみんな言っているわけなのですが、それを具体的にどうするかというのは、どこのまちも言っていない。別にここで出生率を上げる話をするつもりはないのですが、「人々がふれあえる場、コミュニケーションの場」というもの、今の六川委員がおっしゃった観光のことと住民のどういう人間関係をつくっていくかということ、実はこれは今、新しい観光のフェーズに入っています。長期滞在型の観光とか、まちの特徴をどういうふうにあらわして、そこで生活がクリエイティブされていって、それによって、そこで一人でも多くの女性が子どもを産みたくてということと、外部の方々が観光として滞在したいというのがほぼ重なってきているわけです。そういうものをどういうふうに、都市のデザインのほうから話しかけていくか。何か、それぞれのものは、厚生労働省管轄だとか、こちらは教育管轄だとかではなくて、それをどういうふうにデザインとしてつなげていくかというようなイメージが横をつなげるようなものがある、その中でいろいろ柱があるというような、何かもう少し、コンセプトにおける基盤というものの置き方に、私はこの少子高齢化ということとか、観光などが融合して入っていくのではないのかなというイメージがあります。

○国吉専門委員 私は、7番の研究・交流・発信と一発で書いてありますけれども、本当はもう少し細かくあります。その中でもやはり、新しい担い手を育てるとか、新しい視点を育てるとかという子どもも含めてそういった場面。それから、やはり我々自身、横浜の市民がアジアの都市というところと交わり、横浜だけの都市デザインではなくて、これまでやってきたようなアジアの中の共有するような課題に取り組むとか、日本でも取り組むとか、そういう視点も持って、そういう人材育成とか視点の育成といったものが次の起爆力になるのではないかと。それが仲間をふやしていってというので、7番のくくりのところで一発、中で育成していく、育つというか、それが一番重要かなと思っています。

○西村部会長 なるほど。わかりました。聞いていて思うのは、今後、都市とはどうあるべきかみたいなのがあって、それに対して、都市デザインはどういうふうに寄与できるかというような何か大きなストーリーみたいなものがばざっくりとあったほうがいいような気がします。例えば、今後の展開で7つありますけれども、何か抽象の度合いが結構いろいろばらばらなのです。キーワードを見てもね。だから、今の感覚で、もう少し大きなビジョンの中で、描いていくと、もう少しクリアな都市デザインの方向性みたいなものが見えてくるのではないのでしょうか。

○中野書記 もともとプロジェクトコントロールに合わせて都市デザインという考え方が40年前に生まれた経緯があって、都市デザインだけで全貌を示すのもなかなか難しい面がありますので、もう少し1年ぐらい議論していく中で、市として政策的に都市政策を今後どうしていくのかという議論も進むと思いますので、そういった部分との連携、調整も視野に入れながら、今後のコントロール、今後のプロジェクト、こういった時代におけるどういうことを市として、していこうとするのかということも見きわめながら、少し頑張っ

	<p>ていければと思っています。</p> <p>○西村部会長 そうですね。もう少しゆっくり議論したいということでもいいですかね。でも、今日の意見はそういう意味では、総合的なので、都市デザインとしてどこまで絡めるか難しいけれども、でも、やはり考えておく必要はあると思います。</p> <p>2 その他</p> <p>○西村部会長 その他で何か事務局からありますか。</p> <p>○中野書記 特にその他はありません。</p> <p>○西村部会長 では後は、確認事項がありますか。</p> <p>○中野書記 では、本日の議題は審議を4件していただきました。</p> <p>まず、アドバイザー制度につきましては、部会長に取りまとめていただいたとおり、委員の皆様のご意見を再度、各委員にお諮りしながら、最後に部会長にご確認をいただいて、制度をスタートさせていただくということで、確認させていただきたいと思います。</p> <p>2点目のガイドラインにつきましては、広域的な調整、これまでの実績、必要な手続、活用、そういった点でご意見をいただいたということで、まとめさせていただきたいと思います。</p> <p>「歴史を生かしたまちづくり」につきましては、基本的に戦後のものも含めて今後検討していくべきということですか、事業者側の皆様からどういうメリットがあるのかということを確認にしたほうがいいのかというご意見などをいただきまして、制度検討については、了承をいただいたという確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>最後の都市デザインビジョンにつきましては、広域的な生活の上での関連性ですか、観光、子ども、人のつながり、国際性、こういったようなキーワードで引き続き、議論をしてほしいというご意見をいただいたということで、確認させていただきたいと思います。</p> <p>閉 会</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回政策検討部会配布資料
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回の開催日時は、平成25年1月11日(金) 10:00～12:00を予定。